

第2期 有田市子ども・子育て支援事業計画



令和2（2020）年3月

有田市

はじめに



子どもは、地域の宝であり、未来への夢、希望でもあります。また夢と希望を持つ子どもを育むことが私たちの願いです。

本市においては、「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援するため、平成27年3月に『有田市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子ども・子育てに関する施策を推進してきたところですが、これまでの取り組みを検証し、このたび、『第2期有田市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

本計画では、「子育ての喜びが人と人を結びつけ 子育て文化を創造するまち ありだ」の基本理念のもと、妊娠・出産期から切れ目のない多様な子ども・子育てを支えるために、「子どもが様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる」、「誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる」、「子育てを見守り、支え合う地域社会をつくる」の3つの基本目標を掲げ、令和2年度から令和6年度までの5年間に取り組むべき施策をまとめました。

今後、本計画に基づき、子ども一人ひとりが大切にされ、健やかに成長することができるよう努めてまいりますので、市民の皆様をはじめとする関係各位のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました有田市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

有田市長 望 月 良 男

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	3
1 統計データ等からみる状況	3
2 現行計画の進捗状況	9
3 アンケート調査結果の概要について	15
4 第1期計画の主な取り組みの振り返り	30
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念	37
2 基本的な視点	37
3 基本目標	38
4 施策の体系	39
第4章 施策の展開	40
基本目標1 子どもが様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる	40
基本目標2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる	45
基本目標3 子育てを見守り、支え合う地域社会をつくる	53
第5章 量の見込みと提供体制	61
1 教育・保育の提供区域	61
2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策	61
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策	62
第6章 計画の推進に向けて	67
1 推進体制の充実	67
2 計画の点検と評価	67
資料編	68
1 有田市子ども・子育て会議条例	68
2 有田市子ども・子育て会議委員名簿	70

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援においては、進行する少子化に対応するため、様々な取り組みが進められています。近年では、女性の社会進出が進み、待機児童の慢性的な発生が課題となるなど、低年齢児からの保育ニーズの高まりも顕著となっています。また、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭が気軽に身の回りの人々から子育てに関する助言や支援を得ることが困難になっていることや、ライフスタイルの変化等により、課題が一層複雑・多様化していることなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は、変化し続けているといえます。

国では、少子化対策を総合的に進めるため、平成 15（2003）年に次世代育成支援対策推進法を制定し、次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開しました。しかし、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成 24（2012）年8月に子ども・子育て関連3法を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

また、平成 28（2016）年6月に児童福祉法が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

さらに、令和元（2019）年5月には、重要な少子化対策の1つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための子ども・子育て支援法改正案が可決され、令和元（2019）年10月から実施されています。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

本市では、平成 27（2015）年3月に『有田市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進しました。

このたび、『有田市子ども・子育て支援事業計画』が、令和元（2019）年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、『第2期有田市子ども・子育て支援事業計画』（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村子どもの貧困対策計画と一体のものとして策定するとともに、その他、本市の関連計画との整合性を図りながら策定しています。

【子ども・子育て支援法（第61条）】

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（第8条）】

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律（第9条第2項）】

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間として設定します。

（年度）								
平成 30 （2018）	平成 31/ 令和元 （2019）	令和 2 （2020）	令和 3 （2021）	令和 4 （2022）	令和 5 （2023）	令和 6 （2024）	令和 7 （2025）	令和 8 （2026）
第1期計画		第2期有田市子ども・子育て支援事業計画					第3期計画	

4 計画の対象

本計画は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子ども・青少年とその家庭を対象とします。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 統計データ等からみる状況

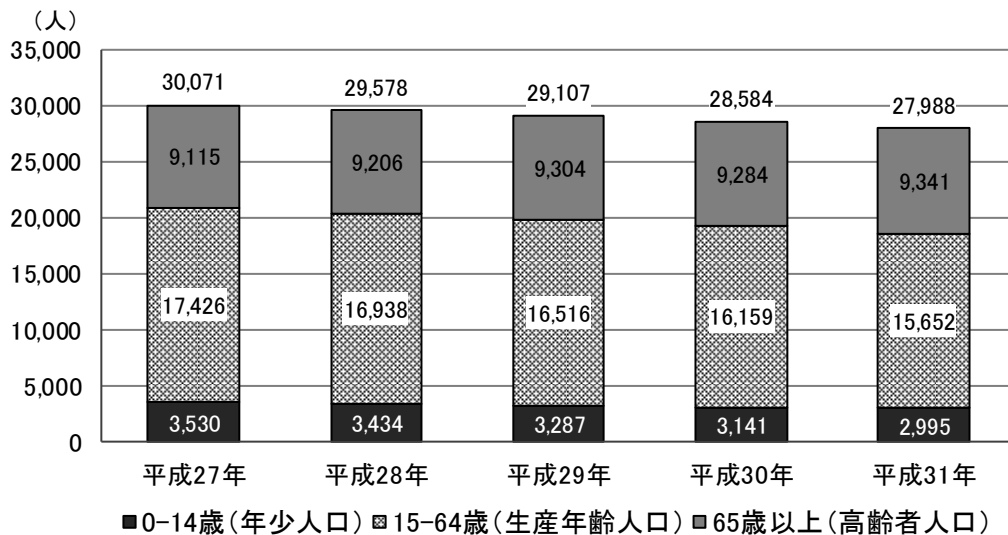
(1) 人口等の動向

① 人口の推移

本市の人口の推移についてみると、平成 27 (2015) 年より減少傾向となっており、平成 31 (2019) 年では 27,988 人となっています。

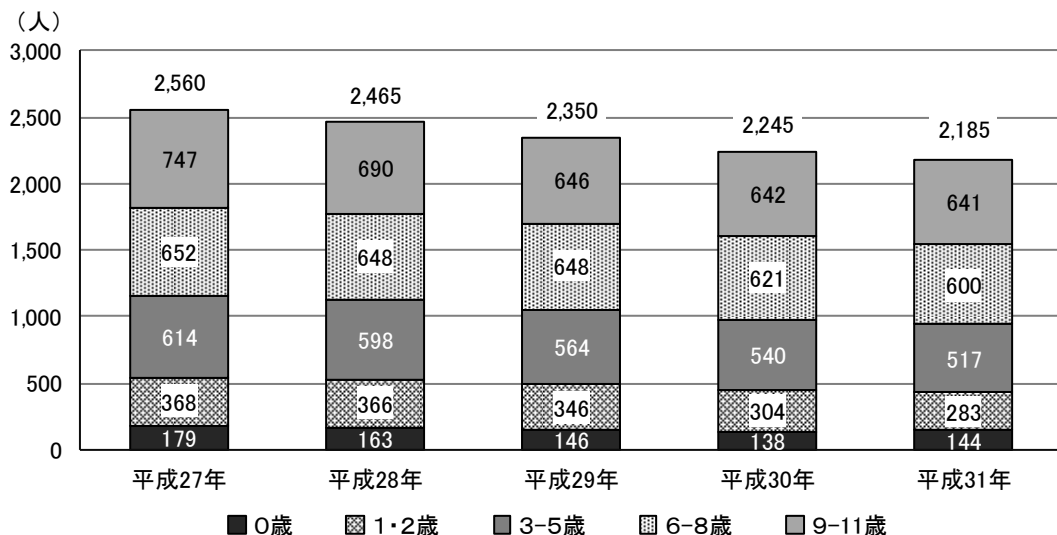
12 歳未満の児童数の推移は、平成 30 (2018) 年にかけて、およそ 100 人ずつ減少し、平成 30 (2018) 年で 2,245 人となっています。平成 31 (2019) 年は 2,185 人と減少数は緩やかになっています。

● 総人口と年齢階層別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

● 12歳未満児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

② 自然・社会増減の推移

本市の自然増減の推移をみると、平成 26（2014）年以降出生数は 200 人台を割り込み、社会動態は転入が 500 から 600 人台で推移し、転出は 700 から 800 人台で推移しています。いずれの年も人口減少が進んでいます。

●人口動態の推移

（単位：人）

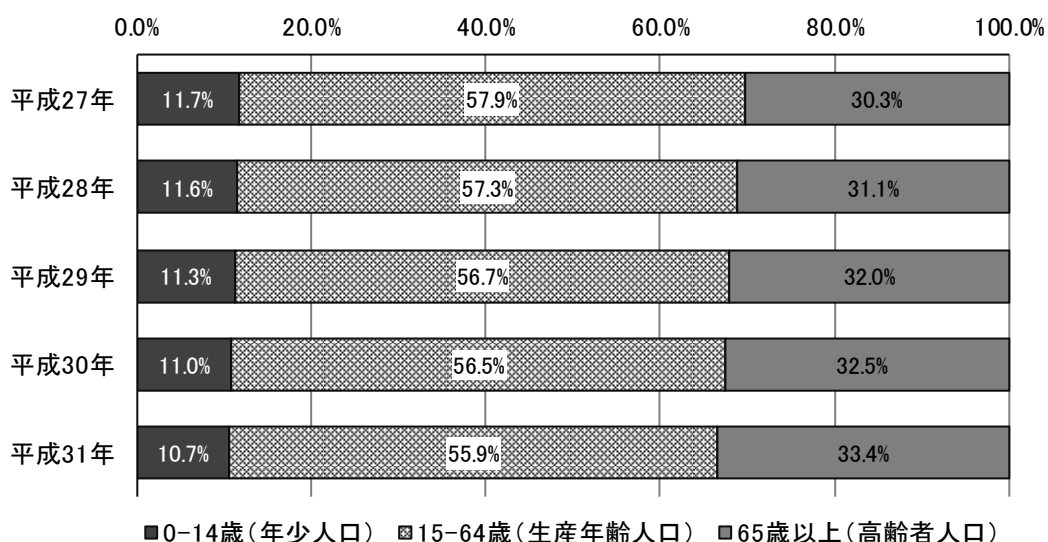
	自然動態		社会動態		人口動態		
	出生	死亡	転入	転出	自然増減	社会増減	総数
平成 23 (2011) 年	217	342	606	747	-125	-141	-266
平成 24 (2012) 年	205	404	518	750	-199	-232	-431
平成 25 (2013) 年	204	431	565	773	-227	-208	-435
平成 26 (2014) 年	190	338	551	801	-148	-250	-398
平成 27 (2015) 年	194	406	569	840	-212	-271	-483
平成 28 (2016) 年	160	420	570	789	-260	-219	-479
平成 29 (2017) 年	162	445	546	771	-283	-225	-508
平成 30 (2018) 年	142	393	578	818	-251	-240	-491

資料：住民基本台帳人口移動報告

③ 人口構造の変化

本市の年齢 3 区分別人口構成の推移をみると、「0-14 歳（年少人口）」「15-64 歳（生産年齢人口）」の割合は減少傾向にある一方、「65 歳以上（高齢者人口）」の割合は増加傾向となっています。

●年齢 3 区分別人口の推移



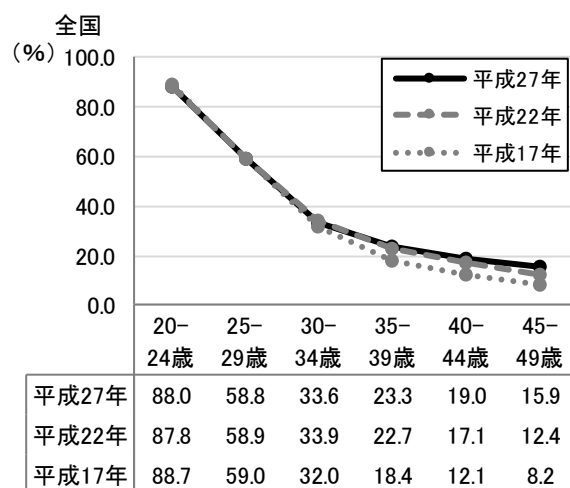
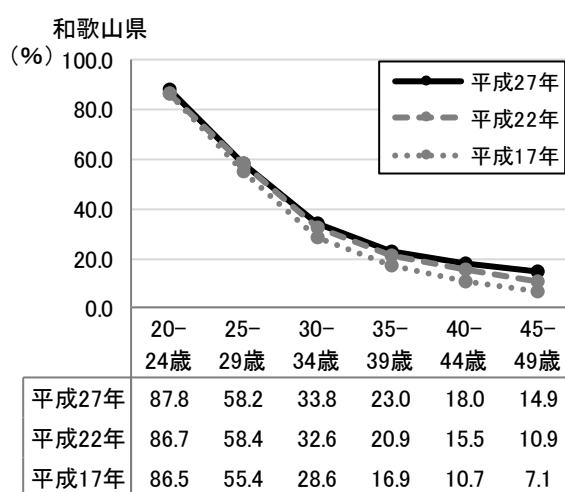
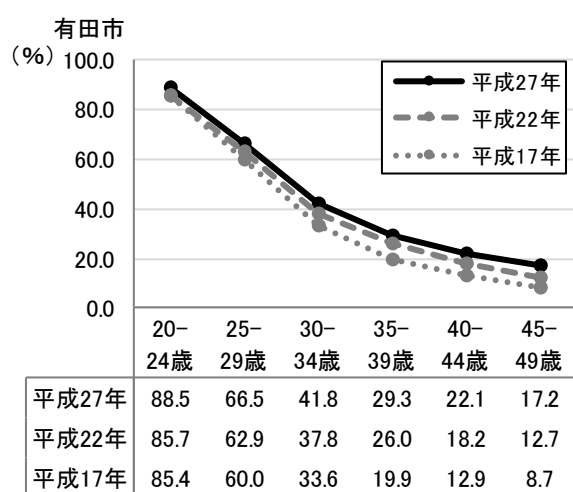
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

④ 未婚率の状況

未婚率はいずれの年代においても経年的に上昇しており、平成 27 年度において、「35-39 歳」では平成 17（2005）年と比較して、9.4 ポイント高い 29.3%、「30-34 歳」では 8.2 ポイント高い 41.8%となっています。20 歳代の未婚率の増加分よりも、30 歳代の未婚率の増加が大きくなっており、晩婚化が進んでいることがうかがえます。

また、国や県と比較すると、本市の未婚率の高まりが顕著で、平成 27（2015）年においては、いずれの年代においても国や県よりも高い水準となっています。

● 未婚率の推移（有田市、和歌山県、全国）



資料：国勢調査

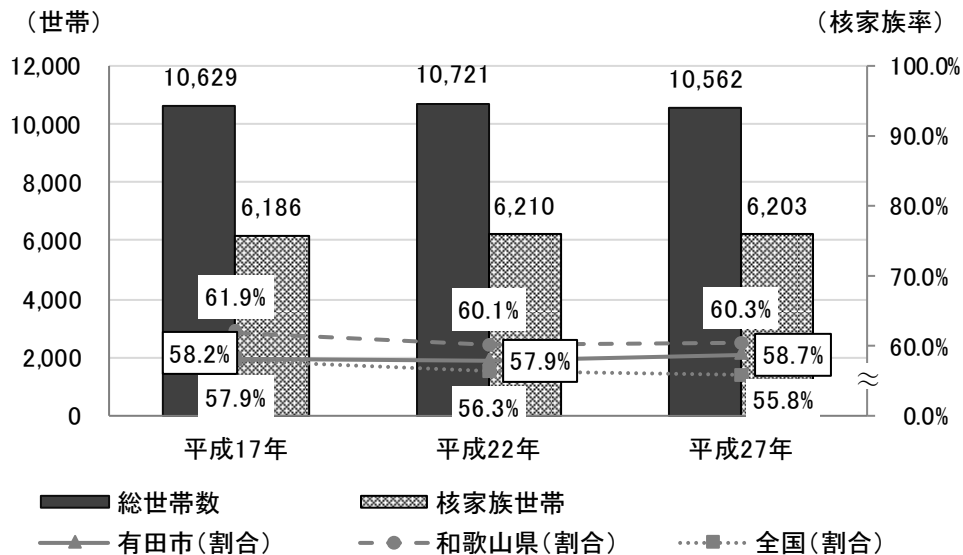
(2) 世帯・就労の動向

① 世帯の状況

本市の世帯数、核家族世帯数ともに概ね横ばいで推移しており、平成 27（2015）年で世帯数 10,562 世帯、核家族世帯数が 6,203 世帯となっています。総世帯数に対する核家族世帯割合についてみると、国よりは核家族の割合は高いものの、県よりは低い割合となっています。

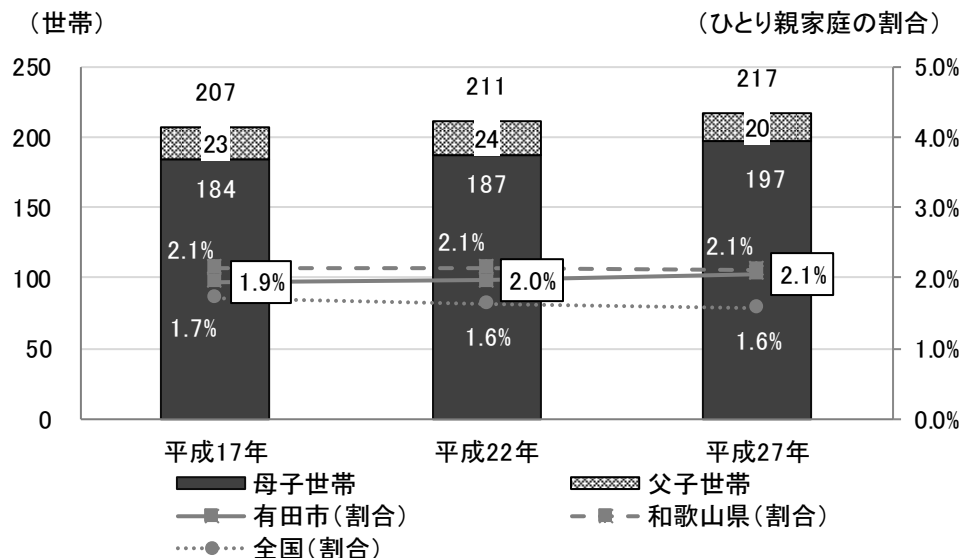
ひとり親世帯数は増加傾向となっており、うち母子世帯数が平成 27（2015）年で 197 世帯となっています。総世帯数に対するひとり親家庭の割合についてみると、国や県と比較しておおむね県と同水準となっていますが、国よりは高い割合となっています。また、本市のひとり親家庭の割合は増加傾向となっています。

● 世帯数と核家族世帯数の推移



資料：国勢調査

● ひとり親世帯数の推移



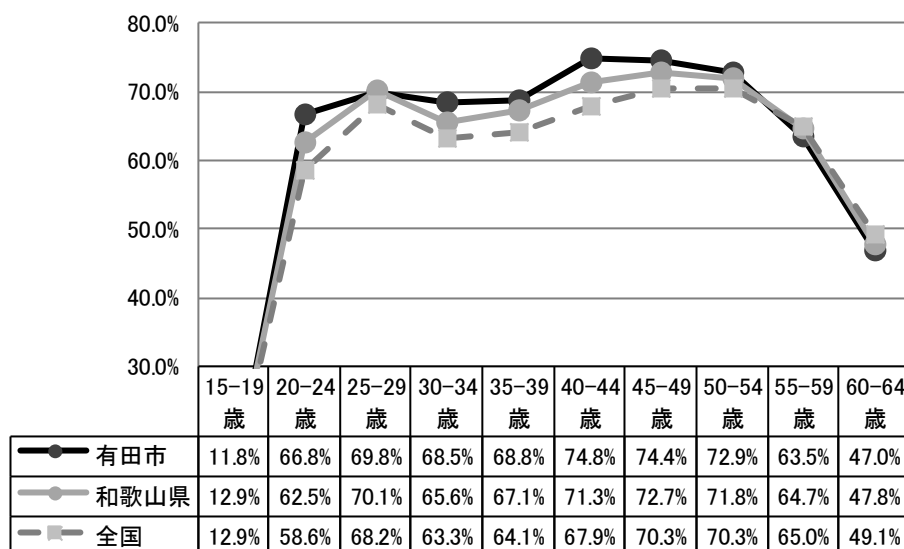
資料：国勢調査

② 就労の動向

平成 27（2015）年における女性の年齢階層別就業率は、20 歳代から 30 歳代までは6割後半、40 歳代では 7 割台となっています。「25-29 歳」で県よりも 0.3 ポイント下回りますが、総じて国や県よりも高い就業率となっています。

本市の「25-44 歳女性の就業率」は国や県よりも高い 70.9%となっていますが、国は 80%を推進しています。

●女性の年齢階層別就業率の比較（和歌山県・全国）



資料：国勢調査（平成 27（2015）年）

●25-44 歳女性の就業率

	女性人口(人)	女性就業者数(人)	就業率(%)
有田市	2,955	2,096	70.9
和歌山県	106,753	73,348	68.7
全国	15,690,181	10,344,404	65.9



(3) 保育所・幼稚園の状況

① 保育所の児童数

本市の保育所は7施設あり、在籍児童数についてみると、市内全体で 573 人在籍しており、「4歳」が139人と最も多い年齢となっています。

●保育所別、児童の年齢別の児童数

(児童数：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	保育所計
箕島保育所	-	-	7	7	8	10	32
宮崎町保育所	-	-	9	13	11	9	42
保田保育所	-	-	18	33	32	32	115
宮原保育所	6	18	30	44	46	38	182
古江見保育所	6	18	12	13	15	10	74
糸我保育所	-	-	-	11	8	11	30
そとはま保育所	9	22	18	13	19	17	98
計	21	58	94	134	139	127	573

令和元(2019)年8月現在

② 幼稚園の児童数

幼稚園の児童数は、「ぶっとく幼稚園」で115人、「初島幼稚園」で25人在園しており、市内合計で140人の児童が幼稚園に在園しています。年齢別では「5歳」が53人と最も多くなっています。

●幼稚園別、児童の年齢別の児童数

(児童数：人)

	3歳	4歳	5歳	幼稚園計
ぶっとく幼稚園	43	30	42	115
初島幼稚園	8	6	11	25
計	51	36	53	140

令和元(2019)年5月現在

③ 待機児童の状況

待機児童数は平成27(2015)年10月に4人でしたが、平成28(2016)年4月には解消され、その後待機児童数は0でした。

●待機児童の人数の推移

(待機児童数：人)

	平成27(2015)年		平成28(2016)年		平成29(2017)年		平成30(2018)年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
待機児童数	0	4	0	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省保育課

2 現行計画の進捗状況

(1) 教育・保育の提供状況

① 1号認定(幼児期の学校教育を受ける教育認定子ども)

1号認定の児童数は、いずれの年も見込量の範囲内に収まっており、平成28(2016)年度の187人をピークに年々減少しています。

● 1号認定の児童数

(児童数：人)

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
見込量	197	197	197	197
提供量	174	187	181	174

各年度末

② 2号認定(満3歳以上の保育認定子ども)

2号認定の児童数は、いずれの年も見込量の範囲内に収まっており、年々減少しており、平成30(2018)年度で405人となっています。

● 2号認定の児童数

(児童数：人)

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
見込量	498	498	498	498
提供量	481	439	426	405

各年度末

③ 3号認定(満3歳未満保育認定子ども)

3号認定の児童数は、いずれの年も見込量の範囲内に収まっていますが、増加傾向にあり平成30(2018)年度に203人となっています。

● 3号認定の児童数

(児童数：人)

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
見込量(0-2歳)	216	216	216	216
提供量	0歳児	33	36	30
	1・2歳児	150	162	175
	合計	183	198	205

各年度末

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

① 延長保育事業(時間延長保育事業)

延長保育事業(時間延長保育事業)は、保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所の開所時間を延長して保育を実施します。

延長保育事業(時間延長保育事業)の実利用者数は、いずれの年も見込量の範囲内で収まっており、平成 29(2017)年度で 338 人と最も多くなっています。

●延長保育事業(時間延長保育事業)の実施状況 (利用者数：人/月)

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
見込量	350	350	350	350
利用者数	326	321	338	306

② 放課後児童健全育成事業(学童保育)

放課後児童健全育成事業(学童保育)は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業を実施します。

放課後児童健全育成事業(学童保育)の利用状況は、年々増加傾向にあり、平成 28(2016)年度以降で見込量を超える利用状況となっています。平成 30(2018)年度で 314 人が利用しています。

●放課後児童健全育成事業(学童保育)の実施状況 (登録児童数：人)

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
見込量	130	130	135	200
1年生	51	72	89	103
2年生	42	51	81	78
3年生	20	38	48	65
4年生	11	8	28	39
5年生	3	8	6	23
6年生	2	0	7	6
登録児童数計	129	177	259	314

③ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)は、保護者が疾病等の社会的事由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

子育て短期支援事業の利用状況は、平成 28(2016)年度に延べ 16 日の利用がありましたが、見込量の範囲内に収まっています。

●子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)の実施状況(延利用日数:日/年)

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
見込量	30	30	30	30
延利用日数	0	16	0	0

④ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、親子が遊び、交流できる居場所の提供、子育てについての相談、子育てに関する情報の提供、助言等の支援を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業は、平成 29(2017)年度にかけて利用者数は減少していましたが、拠点事業の実施を平成 30(2018)年度開設の「子育て世代活動支援センター Waku Waku」に移したことで、利用者数は 22,014 人と増加しています。

●地域子育て支援拠点事業の実施状況(延利用者数:人/年)

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
見込量	8,000	8,000	8,000	8,000
延利用者数	7,546	6,717	4,830	22,014

⑤ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園や保育所等で一時的に預かる事業です。幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）は、市内幼稚園で実施しています。それ以外のものについては、そとはま保育所と平成 30（2018）年度からは子育て世代活動支援センター Waku Waku で実施しています。

幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）は、平成 28（2016）年度に見込量を上回る利用がありましたが、他の年度は見込量の範囲内となっています。

また、幼稚園在園児を対象とした一時預かり以外では、平成 27（2015）年度と平成 30（2018）年度で見込量を上回る利用状況となっていますが、年度ごとに利用のばらつきがみられます。平成 30（2018）年度の利用状況の増加については、子育て世代活動支援センターで土日祝日に一時預かりを実施したためと考えられます。

●幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）の実施状況（延利用者数：人／年）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
見込量	6,300	6,300	6,300	6,300
延利用者数	6,059	6,560	5,204	5,179

●幼稚園在園児を対象とした一時預かり以外の実施状況（延利用者数：人／年）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
見込量	180	180	180	180
延利用者数	183	165	79	230

⑥ 病児・病後児保育事業

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行います。

病児・病後児保育事業は、年々利用者は増えており、平成 30（2018）年度で延べ 57 人の利用となっています。いずれの年度でも見込量の範囲内での推移となっています。

●病児・病後児保育事業の実施状況

（延利用者数：人/年）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
見込量	100	100	100	100
延利用者数	42	47	51	57

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

ファミリー・サポート・センター事業は、令和元（2019）年度より実施しています。

⑧ 利用者支援事業

待機児童解消や育児不安・育児負担の軽減のため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を適切に選択し、円滑に利用できるようサポートする事業です。

平成 29（2017）年度からは3か所（市立病院・保健センター・子育て世代活動支援センター）で実施しています。

●利用者支援事業の実施状況

（設置か所数：か所）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
見込量	1	1	1	1
設置か所数	1	1	3	3

⑨ 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

妊婦健診事業の実施状況は、年によって増減はあるものの、いずれの年も見込量を下回っています。

●妊婦健診事業の実施状況

(延受診回数：回/年)

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
見込量	3,828	3,762	3,696	3,564
延受診回数	3,753	2,892	2,944	2,896

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後2か月頃までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業を実施します。

乳児全戸訪問事業は、平成 27 (2015) 年度は見込量を超える実施となりましたが、少子化により年々減少しており、平成 28 (2016) 年度以降見込量を下回る実績となっています。

●乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

(訪問戸数：件)

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
見込量	172	169	166	163
訪問戸数	185	161	154	135

⑪ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業を実施します。

養育支援訪問事業は、いずれの年度も見込み量を超える実績となりましたが、見込み量を上回る十分な確保方策をとっていたことで、支援が必要な方に対して事業が実施できました。

●養育支援訪問事業の実施状況

(延訪問者数：件)

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
見込量	5	5	10	10
延訪問者数	13	9	16	13

3 アンケート調査結果の概要について

(1) 調査の実施方法と配布・回収状況

- 調査地域：有田市内全域
- 調査対象者：有田市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
有田市内在住の「小学生」のいる世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：本市在住の対象世帯について全世帯調査
- 調査期間：平成31（2019）年2月1日（金）～2月18日（月）
- 調査方法：学校や保育所・幼稚園等を通じた配布・回収
在宅児等は郵送配布・郵送回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就 学 前 児 童	1,179 件	800 件	67.9%
小 学 生 児 童	1,300 件	1,041 件	80.1%
合 計	2,479 件	1,841 件	74.3%

(参考) 前回調査(平成 25(2013)年度調査)

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就 学 前 児 童	1,300 件	696 件	53.5%
小 学 生 児 童	1,800 件	1,112 件	61.8%
合 計	3,100 件	1,808 件	58.3%

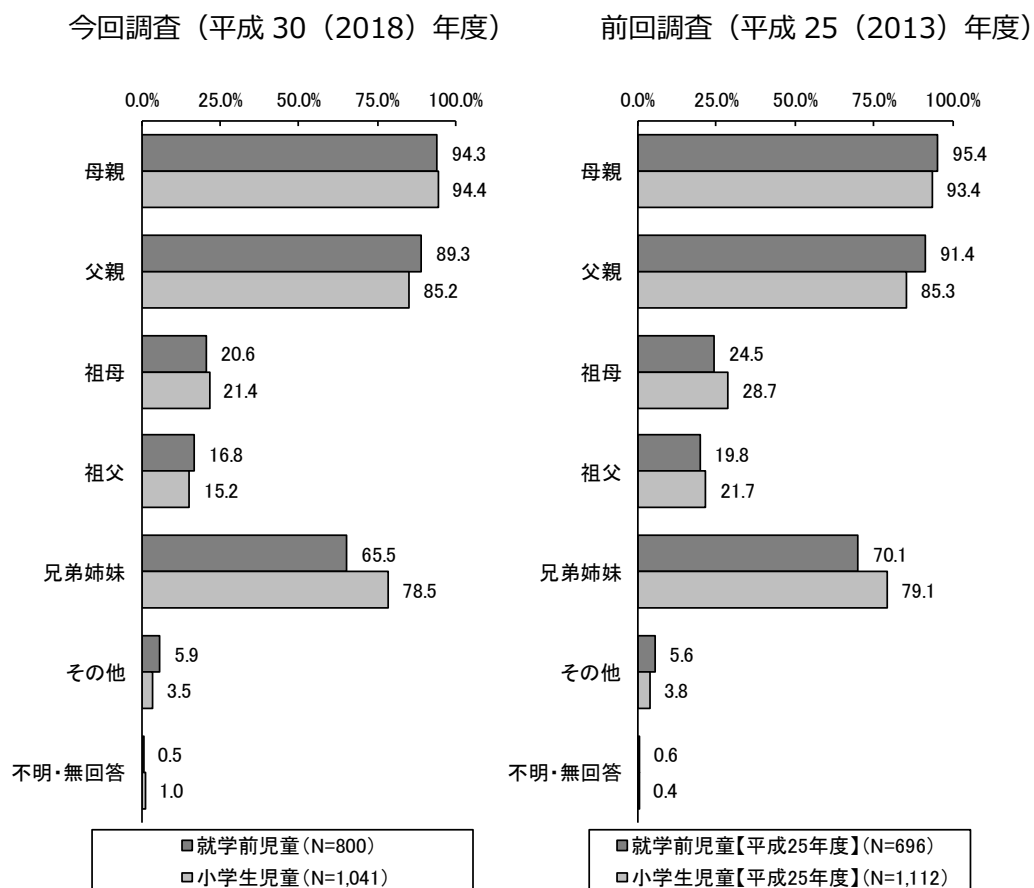
(2) アンケート調査結果からみられる現状のまとめ

●家庭の状況について

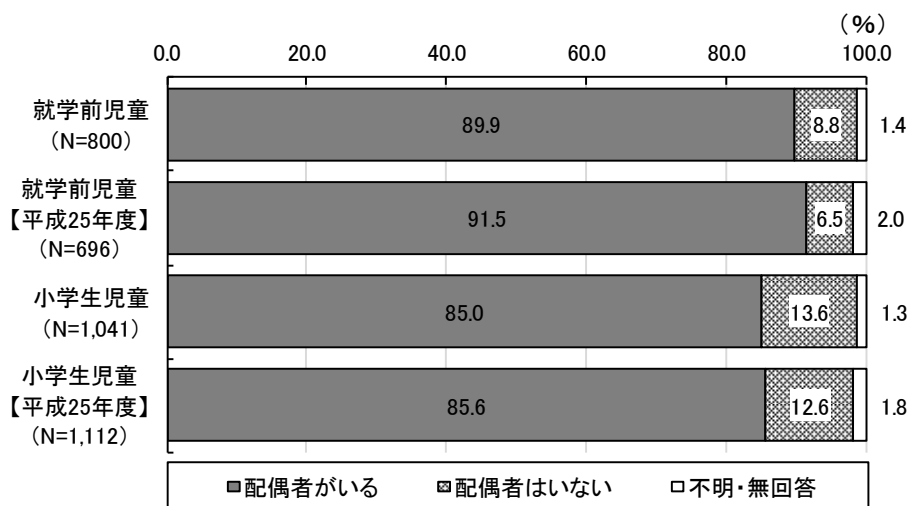
家庭の状況は、前回の調査と比較すると就学前児童、小学生児童ともに、「兄弟姉妹」のいる割合、「祖父母」と暮らしている割合がわずかに低くなっており、核家族化、兄弟姉妹の人数の減少がうかがえます。

また、ひとり親家庭はわずかに増加しています。

●家族構成



●配偶者の有無

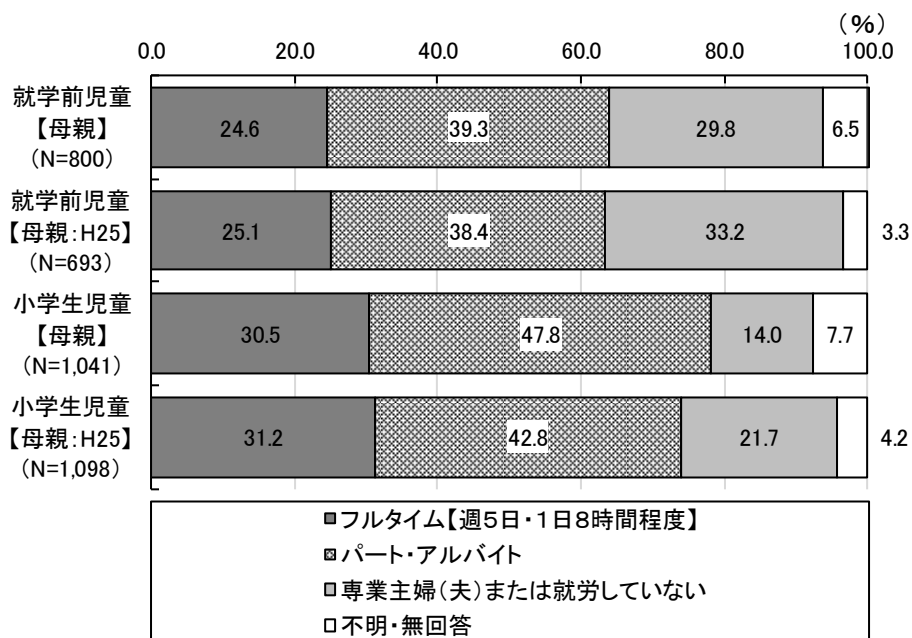


●母親の就労状況について

就学前児童の母親の就労状況は、前回調査と比較しても大きな変化はみられませんでした。

一方、小学生児童について、専業主婦の割合が減少し、パート・アルバイトをしている割合が高くなっています。

●母親の現在の就労状況



●定期的な教育・保育事業の利用について

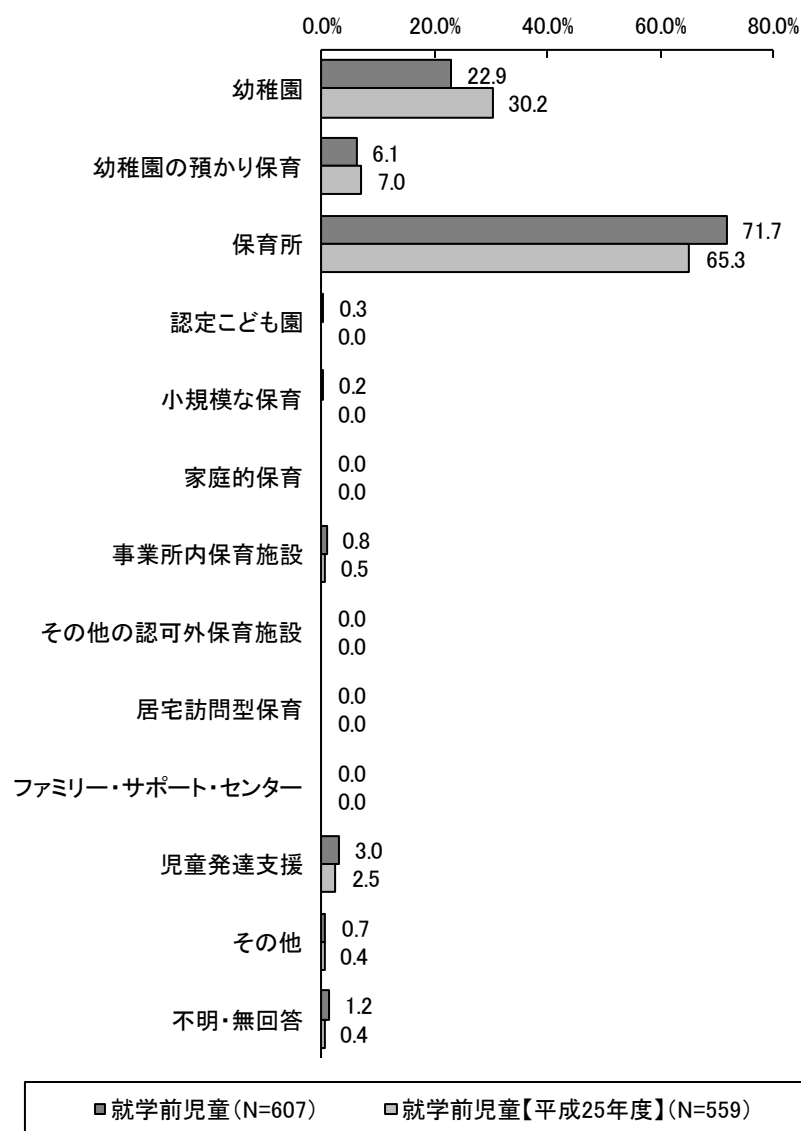
定期的な教育・保育事業の利用についてみると、保育所の利用率は前回調査よりも増加しており、一方で幼稚園の利用率は減少しています。あわせて、定期的な教育・保育事業を利用している理由として、「現在、就労しているため」が前回調査よりも高くなっています。

利用の時期についても、低年齢化していることがわかります。

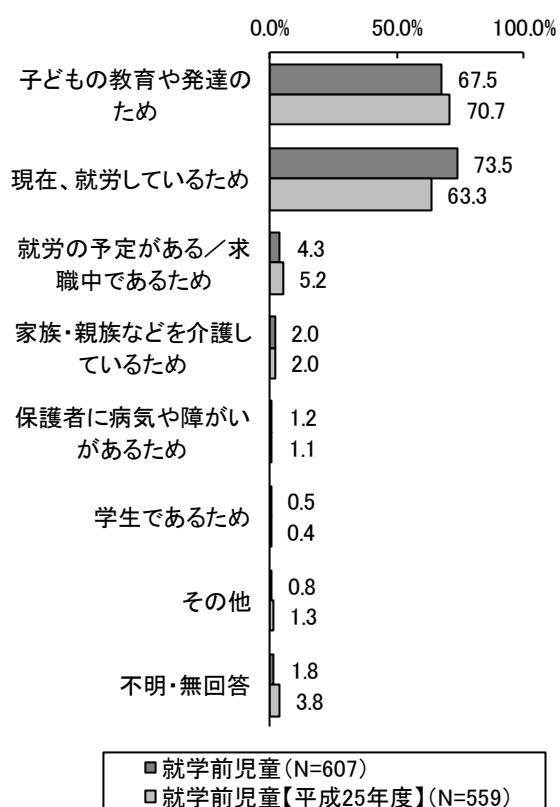
また、利用していない理由では、「保育・教育施設に空きがない」「経済的な理由で事業を利用できない」の割合はともに下がっています。

(参考) 「保育・教育施設に空きがない」：今回調査 2件 前回調査 7件
「経済的な理由で事業を利用できない」：今回調査 3件 前回調査 6件

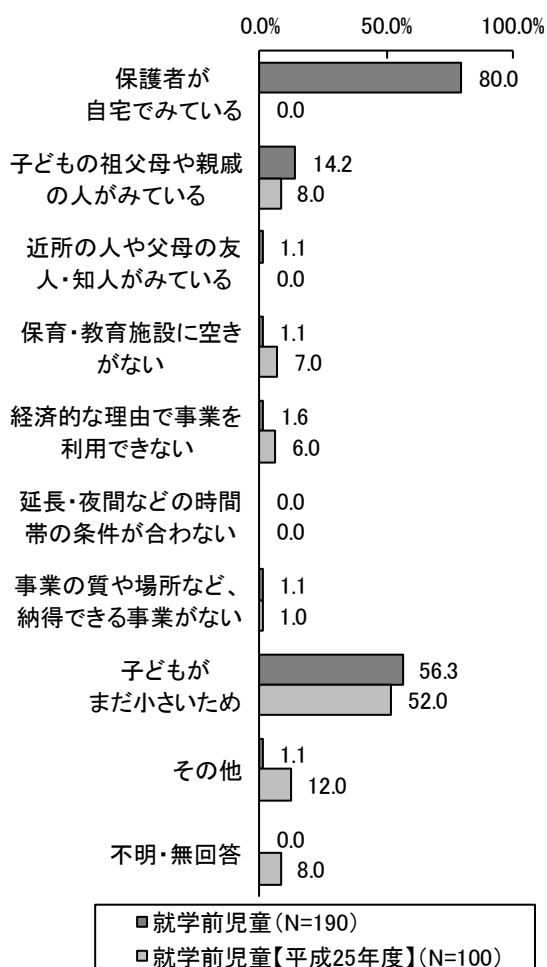
●定期的に利用している事業



●教育・保育事業が必要な理由

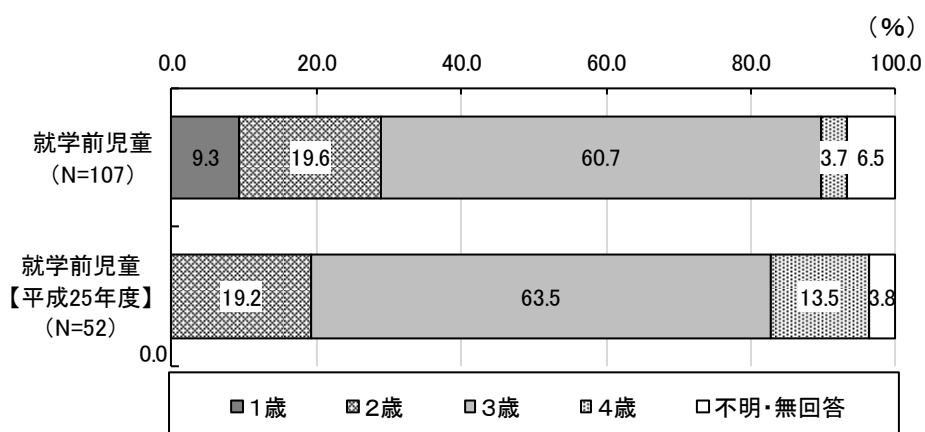


●利用していない理由



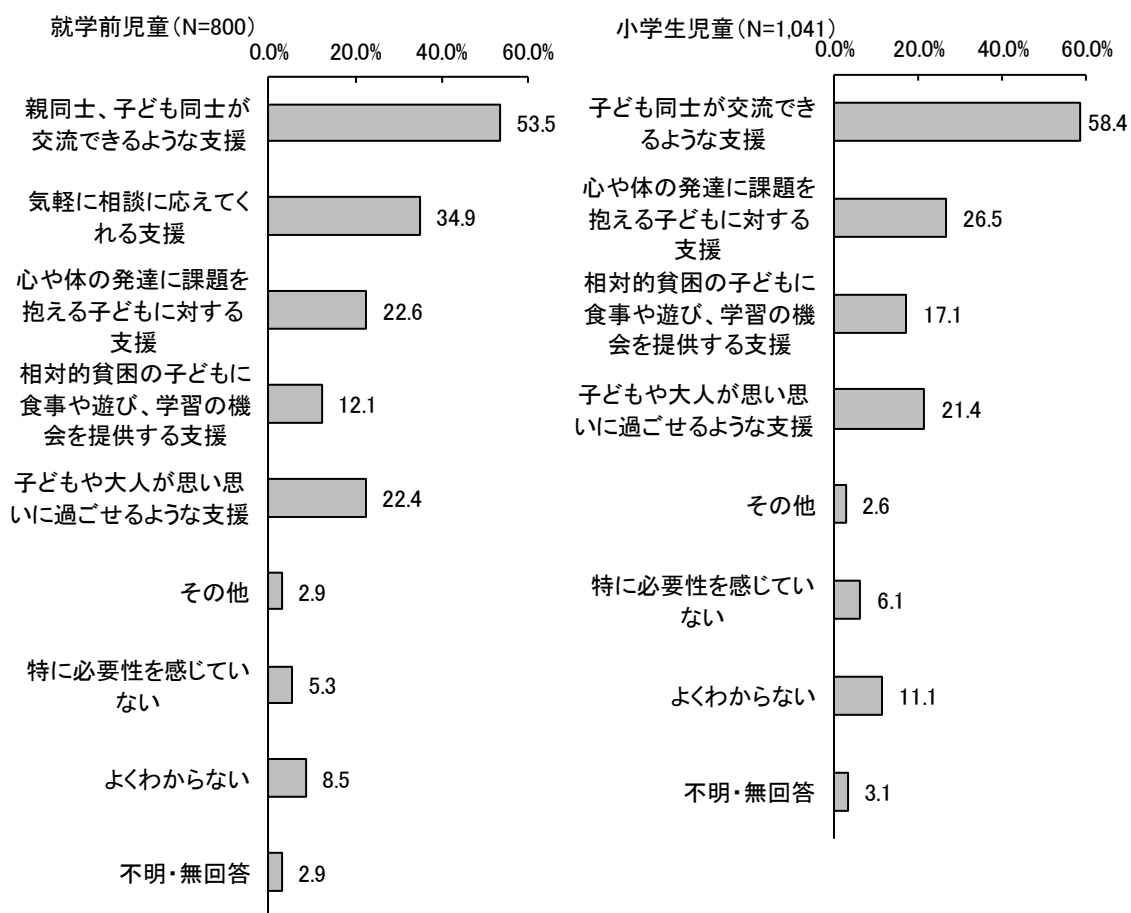
※「保護者が自宅でみている」の選択肢は、平成25年度の調査にはありませんでした。

●利用を考える子どもの年齢



●子どもの居場所づくりのために重要な支援について

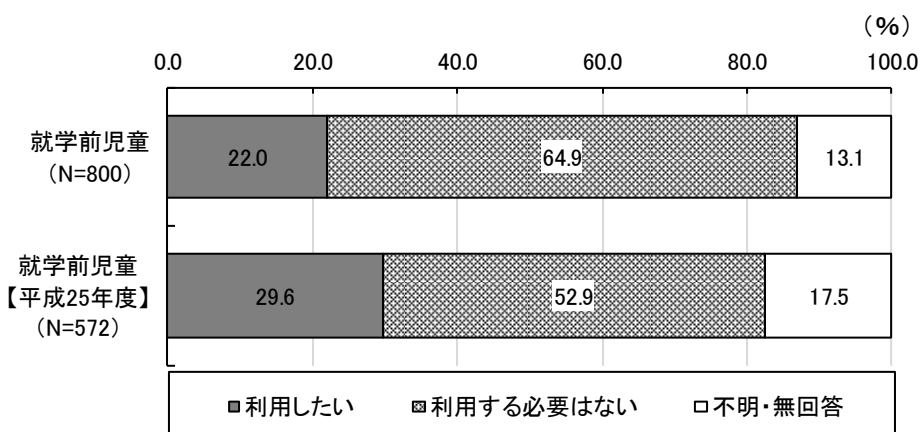
子どもの居場所づくりのために、重要だと思う支援についてみると、「(親同士、)子ども同士が交流できるような支援」が就学前児童、小学生児童ともに最も高く、就学前児童で 53.5%、小学生児童で 58.4%となっています。また、「心や体の発達に課題を抱える子どもに対する支援」は就学前児童で 22.6%と3番目に高く、小学生児童では 26.5%と2番目に高い割合となっています。



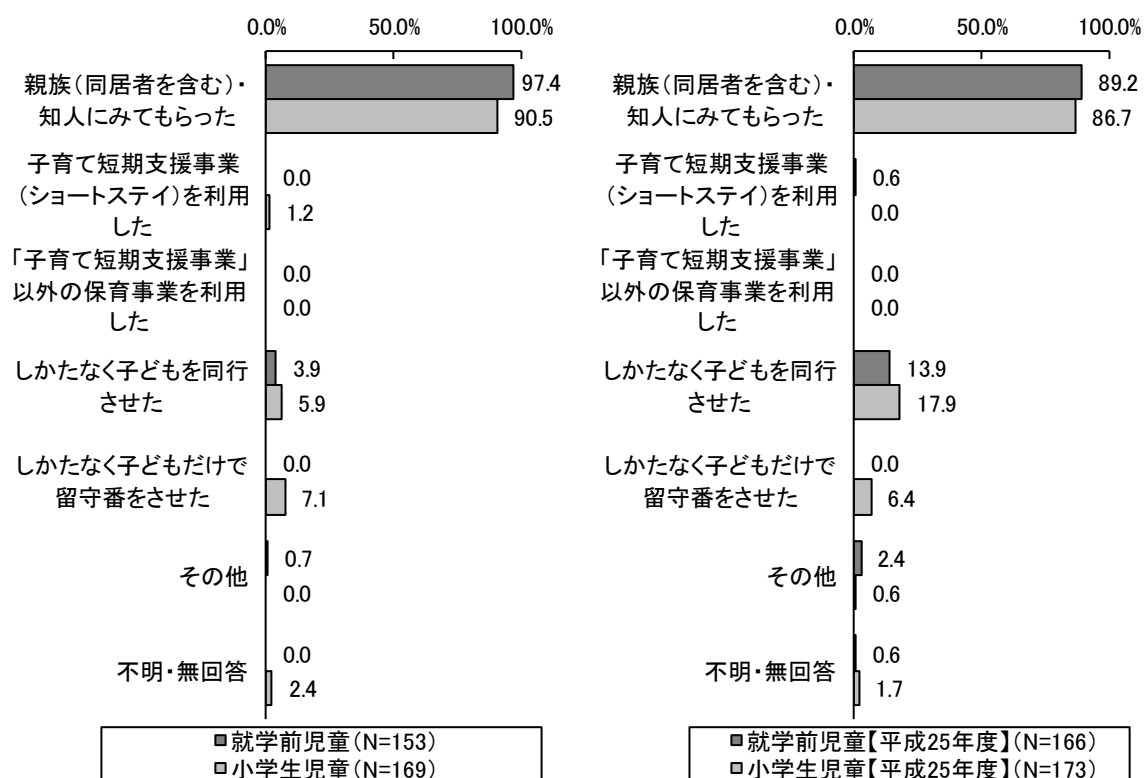
●不定期的に利用している教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりについて

不定期的に利用している教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりについては、前回調査と比較すると「利用する必要はない」が高くなっており、泊りがけで家族以外にみてもらう必要があった際の対応では「親族・知人にみてもらった」の割合が増加しており、親族・知人に頼む場合の頼みにくさについて、「特に頼みにくくはなかった」の割合が高くなっており、子育てについて、親族や知人と支え合う関係ができていることがうかがえます。

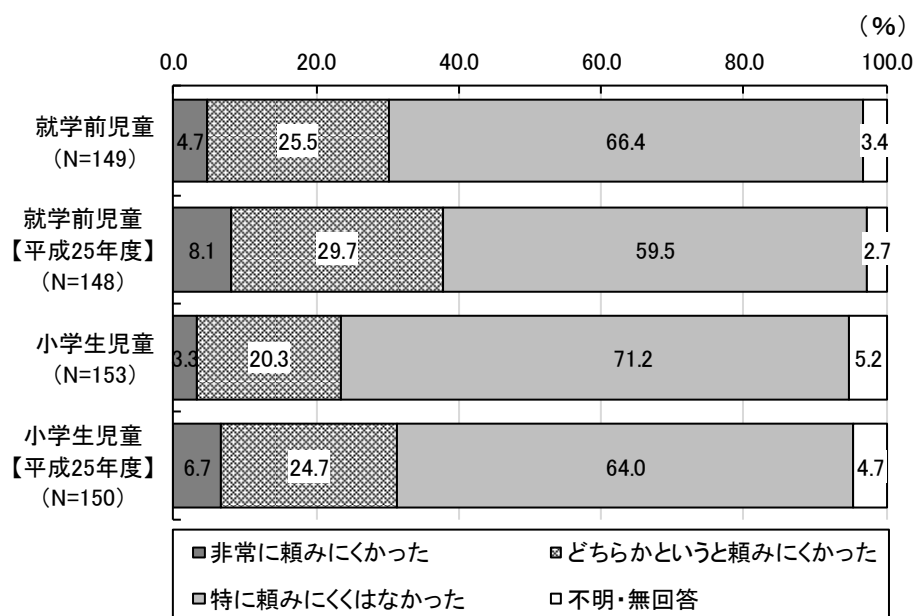
●不定期的に利用している事業の今後の利用希望



●泊りがけで家族以外にみてもらう必要があった場合の対応



●親族・知人に頼む際の頼みにくさ

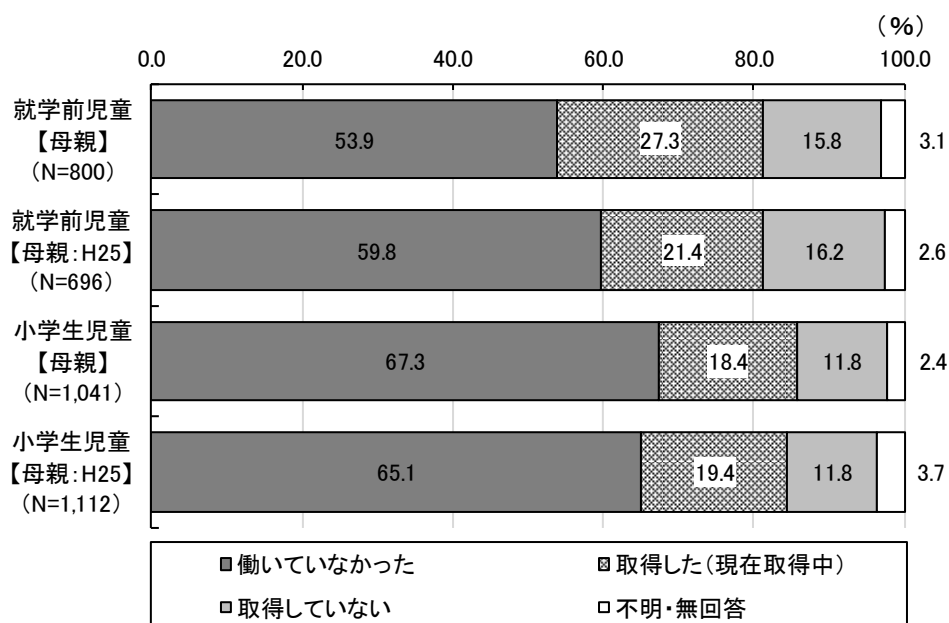


●育児休業の取得状況について

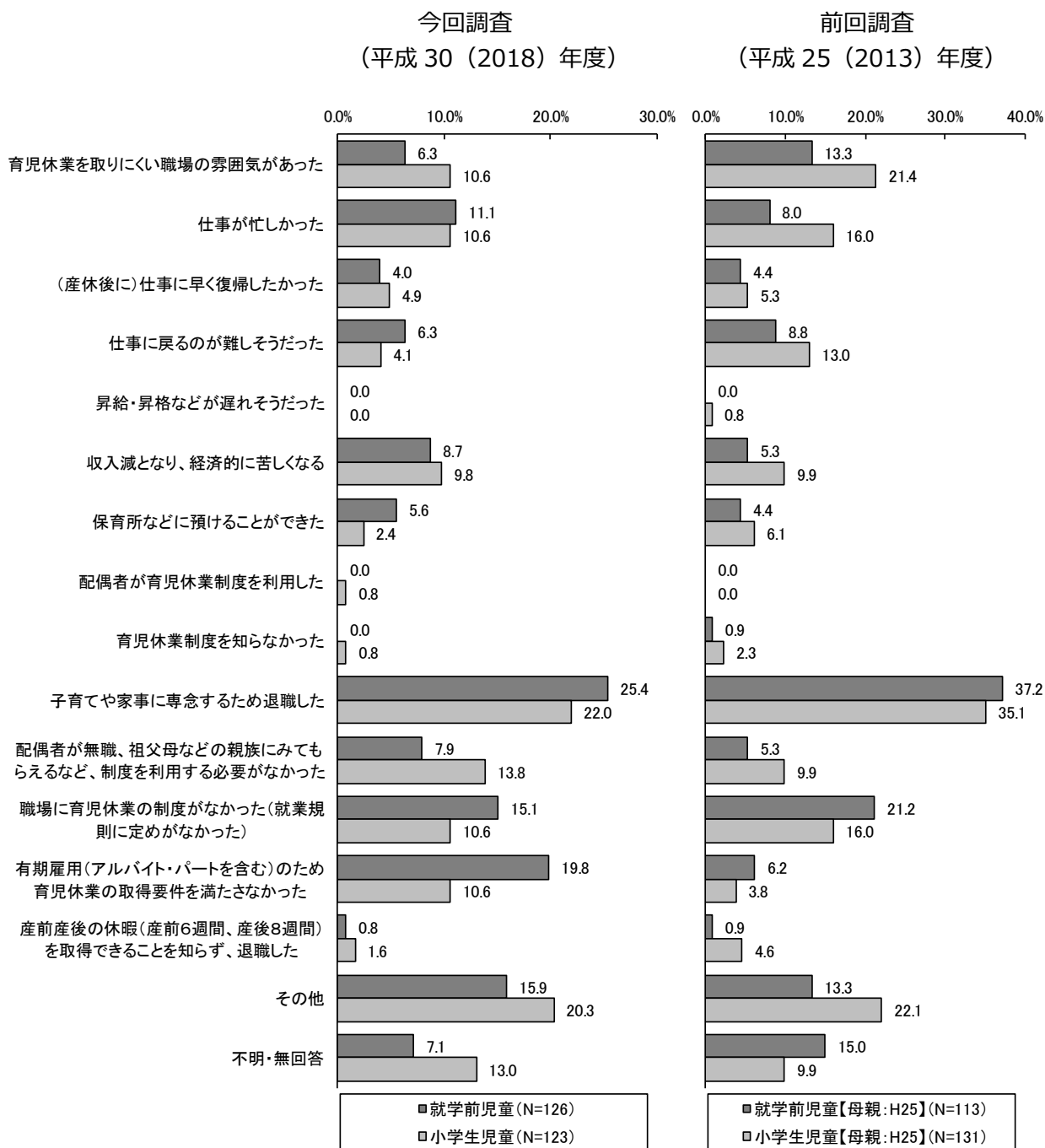
母親の育児休業の取得状況は、就学前児童について、前回調査と比較して高い取得状況となっています。

取得しなかった理由として、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が前回調査と比較して高い割合となっています。一方、「育児休業を取りにくい職場の雰囲気があった」の割合は低くなっており、この5年間で女性の社会進出が進んだこと、育児休業に対する理解が浸透してきたことがうかがえます。

●母親の育児休業の取得状況



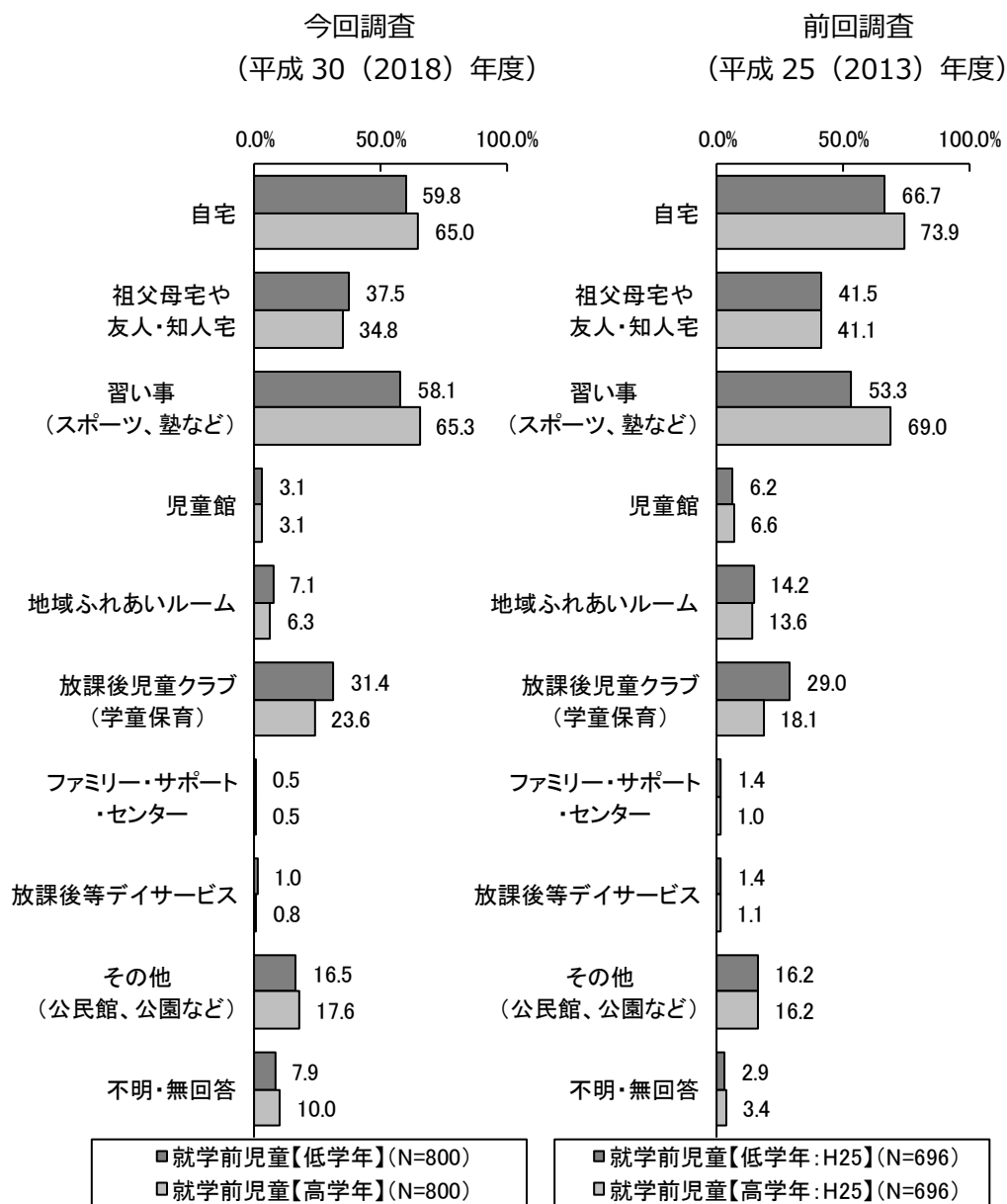
●育児休業を取得していない/しなかった理由



●就学前児童の小学校就学後における、放課後の過ごし方

放課後の過ごし方は、前回調査と比較して、「習い事」「放課後児童クラブ（学童保育）」の意向は高くなっています。

●小学校就学後における放課後の過ごし方



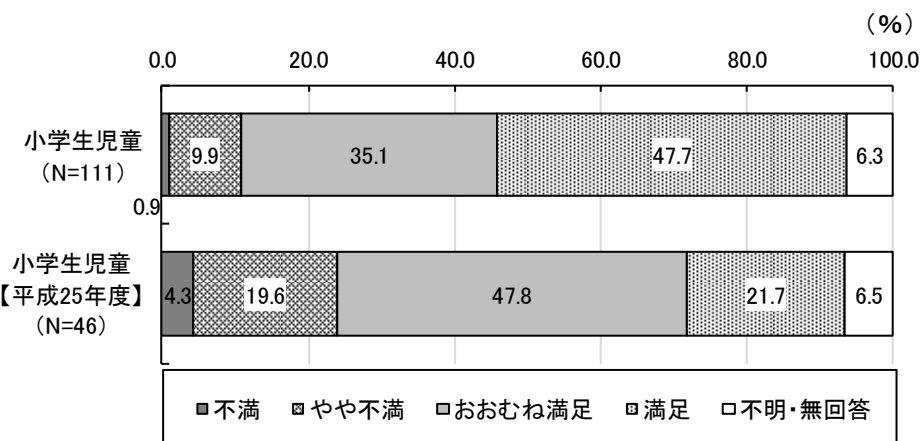
●放課後児童クラブ(学童保育)の満足度について

放課後児童クラブの満足度は、前回調査と比較して「満足」「おおむね満足」を合わせた割合が高く、8割以上が満足となっています。

放課後児童クラブの良い点については、前回調査と比較して「指導員の対応について」「学童保育の連絡体制について」「開所時間、開所日数について」が高い割合となっています。

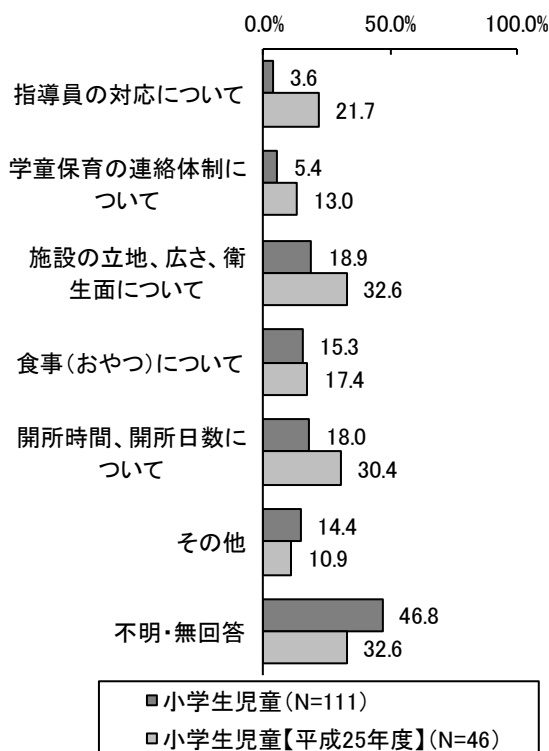
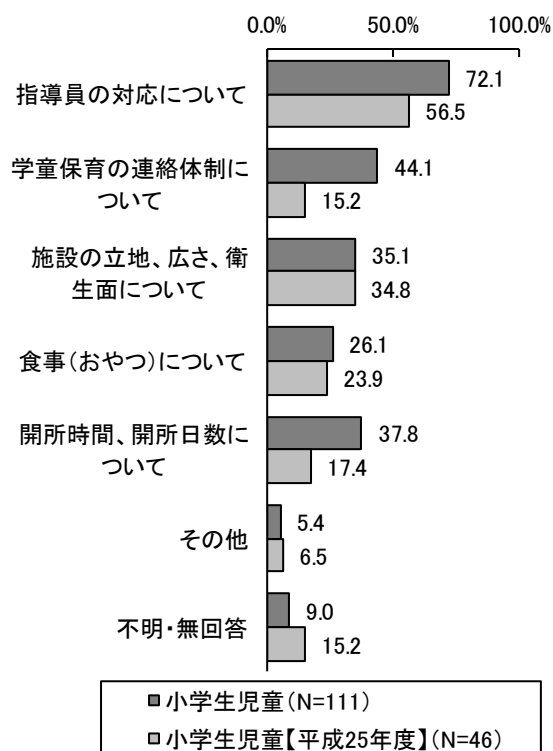
一方、不満な点では、いずれの項目においても前回調査よりも低い割合となっています。

●放課後児童クラブ（学童保育）の満足度



●放課後児童クラブ（学童保育）の良い点

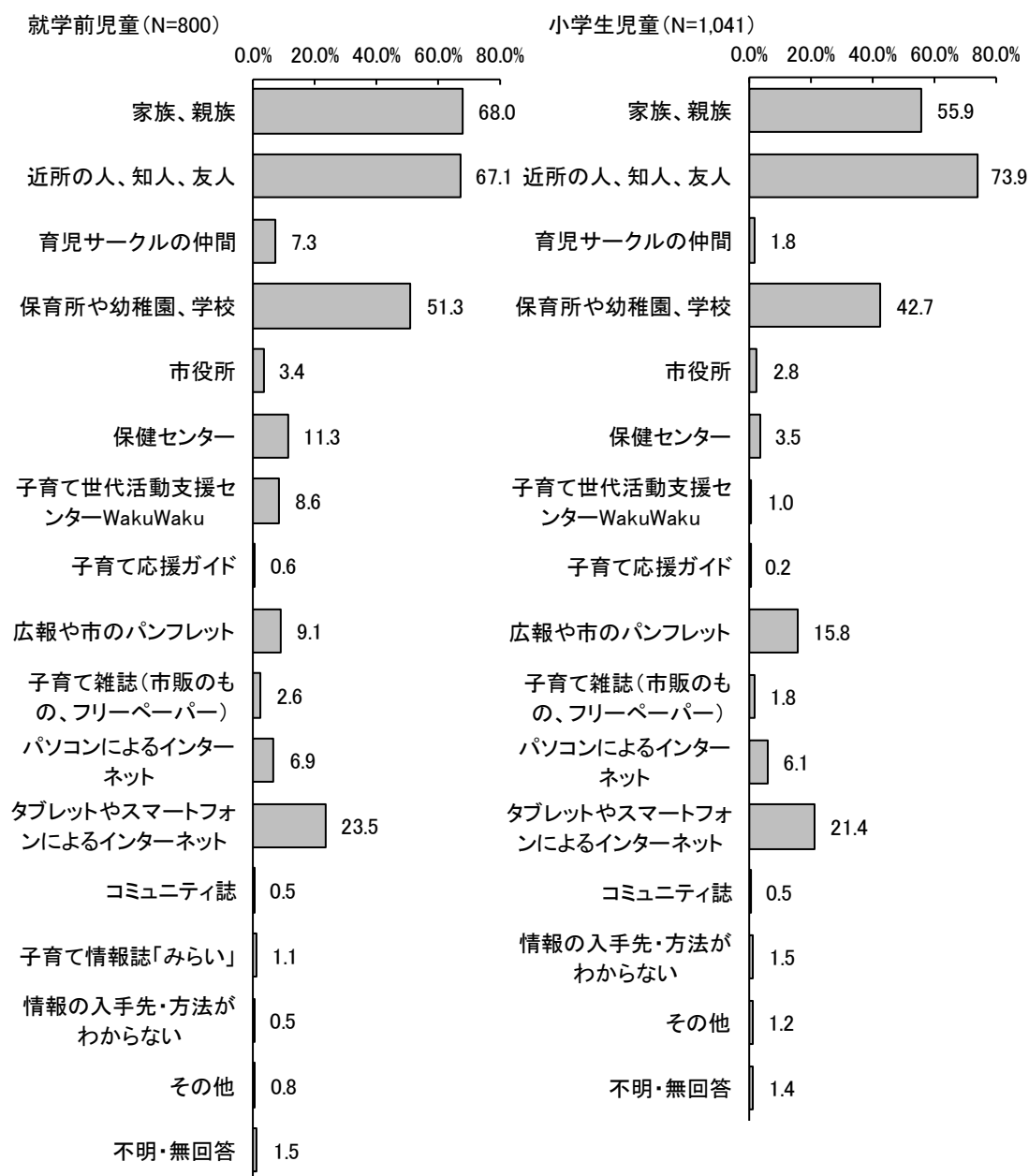
●放課後児童クラブ（学童保育）の不満な点



●情報の入手先について

情報の入手先は、就学前児童、小学生児童ともに「家族、親族」「近所の人、知人、友人」「保育所や幼稚園、学校」それぞれ高い割合を占めており、口コミによる情報共有や学校・園等からの情報による情報収集が主になっていることがうかがえます。

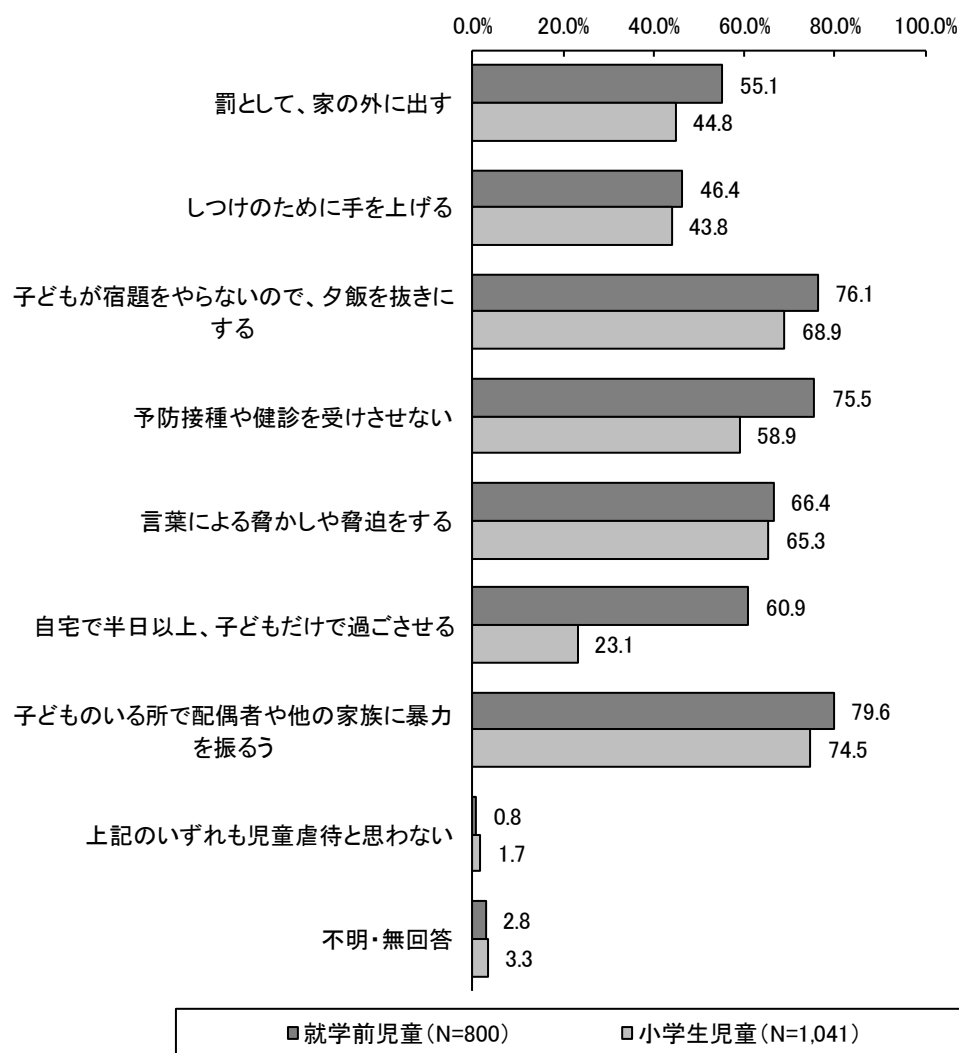
●情報の入手先



●児童虐待だと感じる行動について

児童虐待だと感じる行動についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「子どものいる所で配偶者や他の家族に暴力を振るう」が最も高い割合を占めており、児童に対する直接的な暴力やネグレクト（育児放棄）だけではなく、家庭内暴力についても、児童虐待として感じる方が多いことがうかがえます。一方で、下記の行動はすべて虐待や不適切な養育であり、一部の行動について虐待であるという認識の低さもうかがえます。

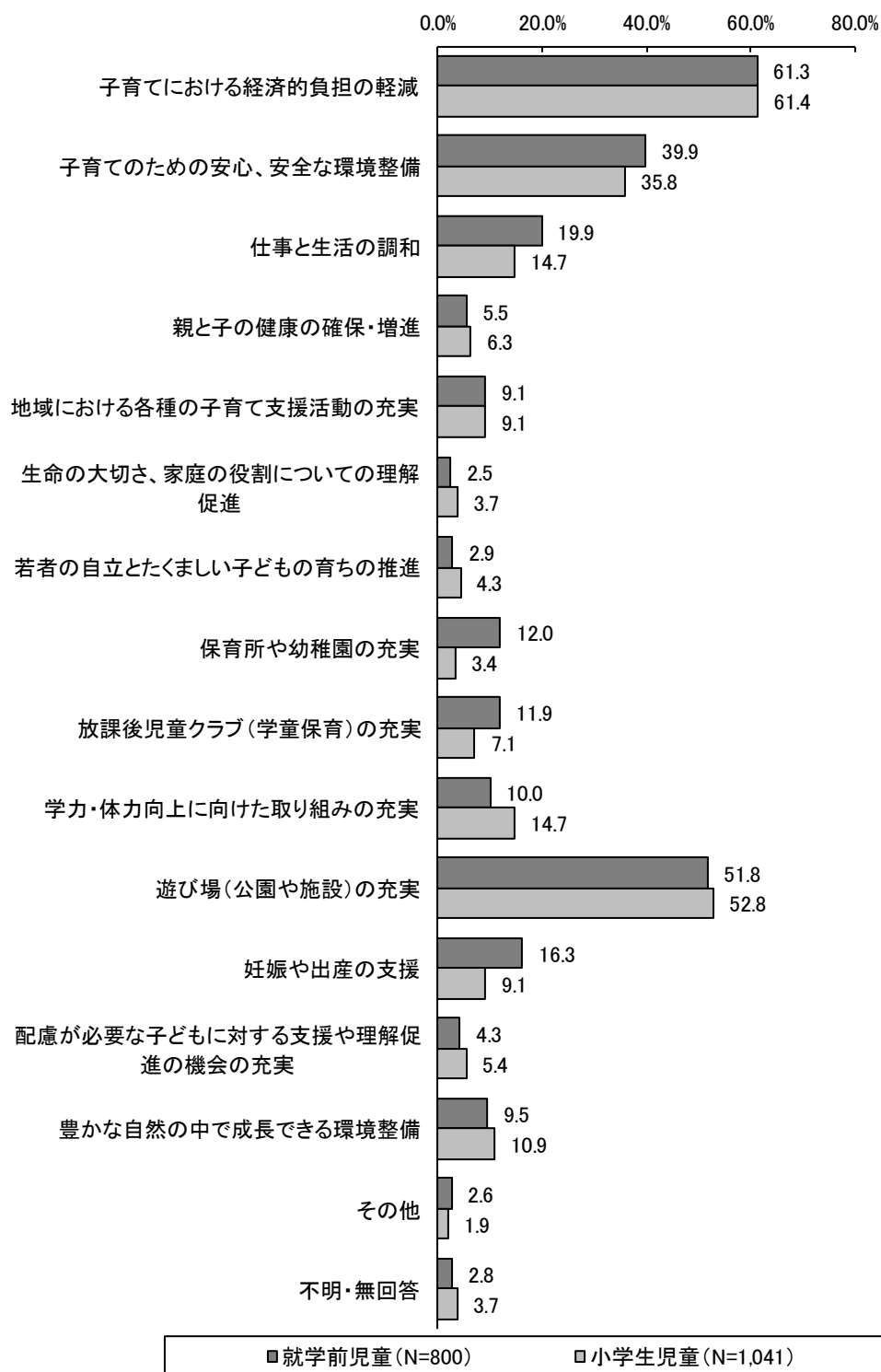
●児童虐待と感じる行動



●有田市の子育て支援における重要項目について

本市の子育て支援における重要項目についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「子育てにおける経済的負担の軽減」「遊び場（公園や施設）の充実」「子育てのための安心、安全な環境整備」がそれぞれ高い割合を占めています。

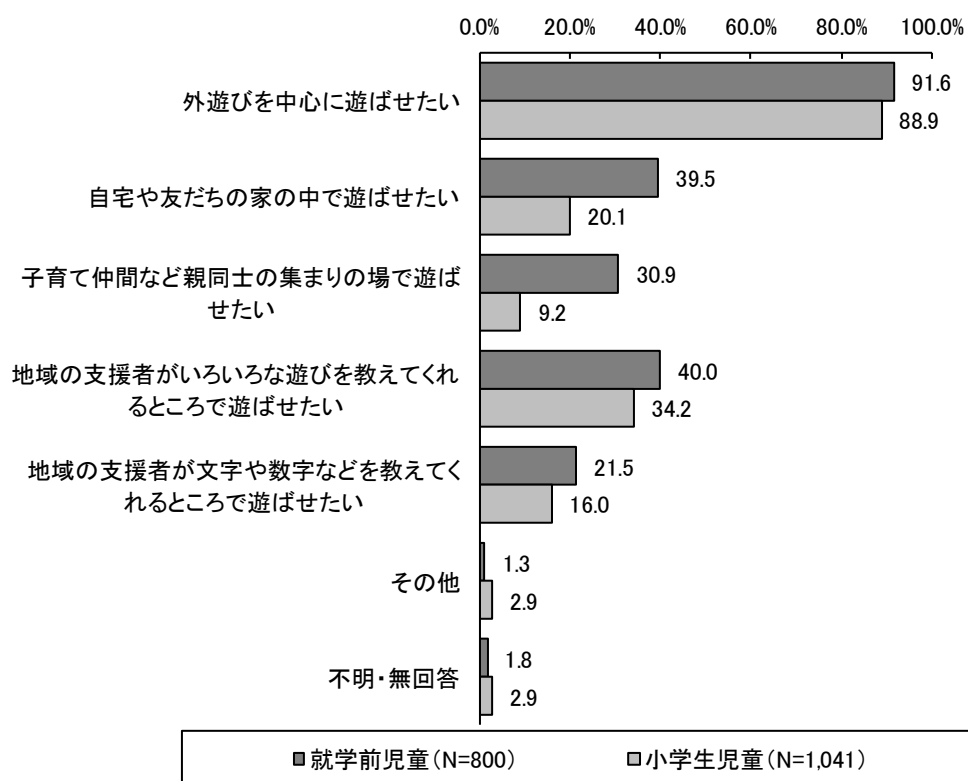
●本市の子育て支援における重点項目



●子どもに適した遊び場所について

子どもに適した遊び場所についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「外遊びを中心に遊ばせたい」「地域の支援者がいろいろな遊びを教えてくれるところで遊ばせたい」「自宅や友だちの家の中で遊ばせたい」がそれぞれ高い割合を占めており、公園等の整備や放課後子ども教室（地域ふれあいルーム）のような地域で子どもをみてもらう支援の充実が求められています。

●子どもに適した遊び場所



4 第1期計画の主な取り組みの振り返り

(1) 重点項目の振り返り

◆◆◆ 重点項目 ◆◆◆

- 1 子育て中の人たちが安心して子育てできるよう、ともに集い悩みや不安を解消できる場所づくりをめざします
- 2 働きながら子育てをしている家庭を支援し、子どもたちが安心して遊べる居場所づくりをめざします
- 3 障がい児の健やかな成長と家庭を支援します
- 4 虐待防止対策の推進をします
- 5 安心して子育てができる環境づくりと情報発信に努めます

- 1 子育て中の人たちが安心して子育てできるよう、ともに集い悩みや不安を解消できる場所づくりをめざします

アンケート調査から、子どもの居場所づくりのために重要だと思う支援についてみると、「(親同士、)子ども同士が交流できるような支援」が就学前児童、小学生児童ともに高い割合となっています。本市では就学前児童を対象とした「つどいの広場事業」や「保育所ふれあい保育事業」を通して、保護者が、子育て不安の解消や情報交換ができる場所と機会の提供に努めてきました。また、多くの親子が気軽に集え、多世代が交流できる場を創出するため、平成30(2018)年度に「子育て世代活動支援センター Waku Waku」を有田市文化福祉センター内に開設し、そとはま保育所に併設していた地域子育て支援センター機能を移転しました。

「子育て世代活動支援センター Waku Waku」では、利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業を実施し、育児不安に関する相談業務や親子や多世代の方との交流を通じて、子育て中の孤立防止や負担感の軽減に取り組みました。遊び場としての認知度は高まっている一方で、同施設内における利用者支援事業の利用者は減少しています。支援の必要な方が円滑にサービスを利用できるよう、事業の周知を図るとともに、利用者の個別ニーズを把握して継続的なフォローができるよう工夫することが課題です。

港町児童館、砂浜児童館においては0～18歳までのお子さんとその保護者に対し、遊びを通じた健全育成を図りました。

2 働きながら子育てをしている家庭を支援し、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりをめざします

働きながら子育てをしている家庭のニーズに応えるために、各保育所では開所時間の前後での延長保育を実施しています。加えて、そとはま保育所では午後7時までの延長保育を実施しています。人口減少、少子化により保育所への入所児童数は徐々に減少していますが、女性の社会進出に伴って3歳未満の入所児童数は増加傾向にあります。特に、年度途中の0歳児の入所希望には対応できる保育士の確保が困難となっています。

学童保育については、平日は学校終了から午後6時まで、土曜日、長期休暇中は午前8時～午後6時まで開所しており、保護者の希望に応じて6時半まで延長できるよう対応しています。

また令和元（2019）年度までに、すべての小学校で学校内に保育環境を整備しました。糸我小学校を除く小学校では余裕教室を、余裕教室のない糸我小学校についてはグラウンド敷地内に設置した専用施設を利用して保育を実施しています。

一方、放課後子ども教室（地域ふれあいルーム）については、現在公民館で実施しています。学校の余裕教室を用いて学校内で実施するなど、学童保育を利用する児童が容易に参加できるよう連携が必要です。

福祉部局と教育委員会では、「子育て世代活動支援センター Waku Waku」で開催する育児講座と、教育委員会が開催する家庭教育支援講座「親こみゅ」において、予算、場所の提供、参加者募集などの連携をしています。引き続き、連携して事業を継続するとともに、共催事業とするなどの検討を進めることが大切です。

福祉・学童保育・学校・生涯学習の間では、一体化や連携について、必要性や方法・場所などの検討が必要となっています。



3 障がい児の健やかな成長と家庭を支援します

就学前児童について、市立保育所及び私立幼稚園において心身に障害のある児童の受け入れを積極的に行い、職員を手厚く配置しています。あわせて、臨床心理士による保育所等への巡回訪問支援や通所支援事業所「さくらんぼ」での、保護者向けの学習会や児童相談事業を実施し、障害のある児童の療育の場の提供体制の充実を進めました。また、子育てが難しいと感じる保護者に対し、ペアレントプログラムを実施し、子育てに対する心理的な負担の軽減を図る取り組みを実施しています。令和元（2019）年度には通所支援事業所「さくらんぼ」において、医療的ケア児の受け入れをしています。

年長児を対象とする発達相談については、教育委員会指導主事が同席の上で実施しており、保護者から同意の上で、進学予定の小学校に対して、検査時の様子等を引継いでいます。

就学後については、早期からの一貫した指導、支援の充実のため、子どもたちの成長や発達を切れ目なく支えていく観点から、必要とする支援内容や配慮事項等について、教師と保護者が一緒に考えて作成する“つなぎ愛シート”（支援の履歴）を活用しています。

一方でつなぎ愛シートの活用の際には保護者の同意が必要になるため、保護者の子どもの特性や障害についての理解促進が重要となっています。

4 虐待防止対策の推進をします

アンケート調査から、児童虐待と覚えることについて、「子どものいる所で配偶者や他の家族に暴力を振るう」が就学前児童、小学生児童ともに最も高くなっています。本市におけるDV（家庭内暴力）相談事業での心理的虐待相談件数は年々増加傾向となっています。児童の面前でのDVが心理的虐待に当たることを啓発・周知したことにより、対象家庭や関係機関からの相談件数が増加し対象者の支援につなぐことができました。引き続き、啓発・周知を行うとともに、虐待に関する対象者が増えることのないような子育て支援策を展開することが重要となっています。

本市では要保護児童対策地域協議会を設置しており、協議会委員に学童保育委託先事業者代表を追加するなど、子どもに関係する関係機関の代表者の加入を促し、多角的な視点で要保護児童への適切な対応を協議できるよう運営に努めてきました。令和元（2019）年度から要保護児童対応専門員として、教職員OBを任用し、学校関係者とのより密な連携の取り組みを推進しました。

●相談件数と虐待相談件数

（相談件数：件）

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度
心理的虐待相談件数	1	15	22	38
全相談件数	41	40	33	68



5 安心して子育てができる環境づくりと情報発信に努めます

アンケート調査から、本市での子育て支援における重点項目として、「子育てにおける経済的負担の軽減」「遊び場（公園や施設）の充実」が就学前児童、小学生児童ともに最も高い割合を占めており、経済的支援の充実が求められています。これに対し、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童手当の支給、また平成 27（2015）年度から、医療費の助成を中学校終了時まで拡充するなど、子育て世帯の経済的支援の充実に取り組みました。

遊び場（公園や施設）の充実については、アンケート調査から子どもの適した遊び場所として「外遊びを中心に遊ばせたい」という回答割合が高くなっています。公園整備については、平成 30（2018）年度に施設点検を行い、必要に応じて撤去、修繕、新設を行いました。そのほか、凧揚げ大会やマラソン大会など子どもたちが外でのびのびと遊ぶことができる機会を提供しました。

アンケート調査から、子育てに関する情報の取得方法は「家族、親族」「近所の人、知人、友人」からの情報を得ていることが多くなっていることがわかります。

子育てノート（子育て安心便利帳冊子）を作成し、子育てに関する事業や実施場所などをマップ形式でわかりやすく紹介しました。随時改版することで、事業内容の変更にも対応しています。平成 30（2018）年度からは、「ありだし子育て応援ブック」と名称を変え、内容を刷新しました。出生や転入の際に配布、また保健センターや子育て世代活動支援センターなど主要な子育て関連施設に設置しています。また、就学前の家庭訪問支援事業の一環として、子育て情報誌「みらい」を年 3 回発行し、就学前児童を養育する家庭の訪問時に配布することで、子育てに関する様々な情報の発信に努めました。



(2) 基本的な視点に基づく主な取り組みの振り返り

視点1 すべての子どもの幸せを尊重します

●子どもの発達段階に応じた健やかな成長への支援

平成 28（2016）年度より保健センター内に「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から乳幼児期、学童期まで切れ目のない支援体制を展開しました。また母子手帳アプリを令和元（2019）年度より導入し、予防接種や健診、各種教室等、子育てにかかるスケジュールを確認・共有できる仕組みを構築しました。

子どもの発達に関する不安や、子育ての準備ができるよう、パパ・ママ教室の開催や健康相談、発達相談等を実施しました。パパ・ママ教室については、参加者数が十分に集まらず、開催回数等の検討が必要となっています。健康相談、発達相談事業については、保健師、栄養士、臨床心理士、理学療法士等の専門職との連携のもと事業の実施に努めました。

すべての子どもの幸せが尊重される社会の実現に向けて、要保護児童や経済的困窮家庭、特別な支援が必要な児童に対し、相談機能の充実や体制整備、各種支援の充実を図りました。

利用対象となる方々の希望に応じて利用できるよう、各取り組みの周知を図ることが大切です。

視点2 すべての子育て家庭がゆとりを持って子育てができるよう支援します

●安心して子育てができる支援体制の充実

アンケート調査から、不定期に利用している教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりについての利用希望は前回調査と比較して減少しており、親族・知人にみてもらった割合が高くなっています。また、親族・知人に子どもをみてもらう際の頼みにくさは、「特に頼みにくくなかった」という回答割合が高くなっており、子育てに対する理解が進んでいることがうかがえます。

「子育て世代活動支援センター Waku Waku」の開設により、子育て世代が集まる場や相談機能の集約化を図り、令和元（2019）年度より同施設内でファミリー・サポート・センター事業を開始するなど、多方面での子育て支援の充実を図りました。今後も関係機関との連携を強化するとともに、利用者が利用しやすいよう支援体制を整え、各種事業を展開することが大切です。

視点3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

●子育てをしながらも働きやすい環境の整備

女性の社会進出促進に向けて、第3次有田市男女共同参画プランに基づき、「あらゆる人が、個性と能力を十分に発揮できる未来のまちをめざして」の理念の下、施策を展開しました。男女共同参画についての理解、認識が不十分な点など課題がみられており、引き続き、男女共同参画プランに即して取り組みを進めることが重要となります。

企業に向けた、子育てしやすい就労環境の整備に向けた啓発活動等は今後の課題です。ワーク・ライフ・バランスを図るために必要な条件としては「労働時間の短縮や休日の増加」「保育や介護の施設・サービスの充実」「結婚・出産・介護などで退職した女性の再雇用制度充実」などが具体的な内容として挙げられており（第3次有田市男女共同参画プランより）、今後、優良事例の紹介等、子育てしやすい就労環境の整備の啓発に努めることが大切です。

視点4 地域の人々が多様な形で子育てに参加できる取り組み

●子どもを地域で守り、健全な成長を促す体制の充実

放課後子ども教室（地域ふれあいルーム）について、公民館職員がコーディネーターとなり、8地区で平日の放課後や土曜日等における子どもの居場所を提供しました。それぞれの分野で地域住民が指導者として活躍し、様々な体験学習や地域の大人と子どもが交流することにより、子どもの社会性・自主性・創造性等を育み、地域の活性化や、子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進しました。

学校運営においては、学校評議員制度、学校評価委員会、学校サポート委員会の3つの組織を一本化し、学校運営協議会を市内すべての学校に設置しました。これにより、地域住民が当事者として学校運営に参画し、保護者や地域住民の意向を反映させながら、「地域に開かれた学校」からさらに一歩進んだ「地域とともにある学校」づくりに向けた取り組みを進めました。

視点5 教育・保育事業等の充実

●幼児教育・保育の提供量の確保と質の向上

前回計画の計画期間中である平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までにおいて、待機児童は平成27(2015)年10月に4人いましたが、それ以後はいずれの年も1号認定、2号認定、3号認定すべてにおいて、年度当初は見込量の範囲内に収まっており、量的確保は十分に取れています。引き続き、幼児期の教育・保育を希望する方が利用することができるよう、十分な確保体制を整えるとともに、多様な働き方、子ども一人ひとりの成長に応じた様々なニーズに対応できるよう、質的な面での充実が大切です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子育ての喜びが人と人を結びつけ 子育て文化を創造するまち ありだ

本市では、「子育ての喜びが人と人を結びつけ 子育て文化を創造するまち ありだ」を基本理念に掲げ、その実現に向けて子育て家庭全体の支援をしました。

子どもは地域の宝であり、未来への夢、希望でもあります。そうした夢と希望を持つ子どもを育むことは、家庭と地域社会が存続するためには欠かせないものです。

本計画においても、これまでの理念と取り組みを継承し、子ども一人ひとりが大切にされ、健やかに成長することができるよう、家庭、地域社会、企業、行政などが連携することで、「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくりを進めていきます。

2 基本的な視点

視点1 すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり

社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、子どもたちの心身ともに健やかな成長を等しく保障するとともに、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

視点2 子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり

子どもを産み育てることに夢と希望を持ち、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを実感できるよう、妊娠・出産期から切れ目のない多様な子ども・子育て支援の充実を図ります。

視点3 すべての人が共に子ども・子育てに関われる環境づくり

地域や企業、学校、行政などの社会全体が、すべての子どもの心身ともに健やかな成長を実現するという目的を共有するとともに、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働して子ども・子育て支援に関わっていける環境づくりを進めます。

3 基本目標

基本理念である「子育ての喜びが人と人を結びつけ 子育て文化を創造するまち ありだ」の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 子どもが様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

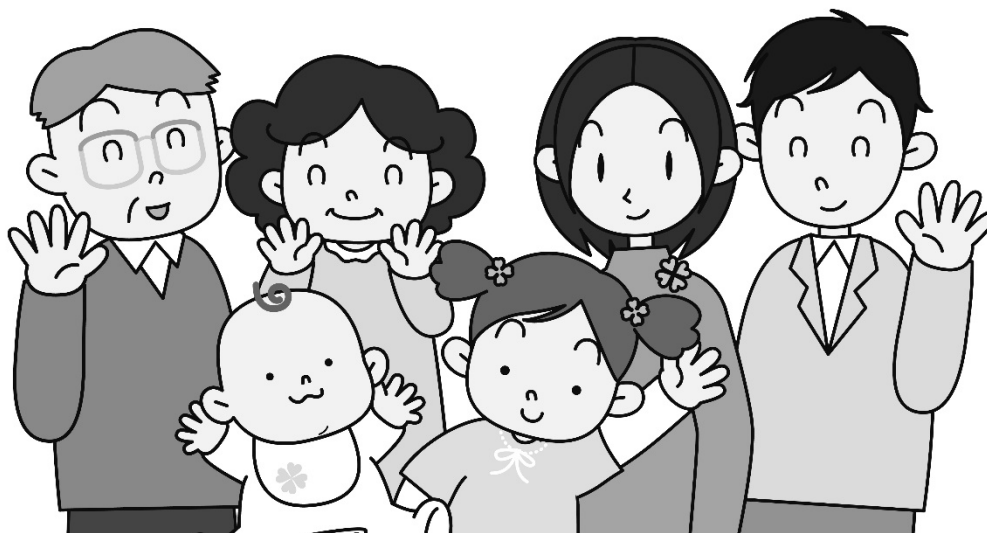
子ども・青少年の成長を長い目でとらえ、それぞれの成長段階に応じて、一人ひとりの子どもが自分の良さや可能性を大切にし、自らの豊かで幸せな生き方を切り拓く力や他者を思いやる心を育むことができるよう努めます。学齢期における様々な不安や心の健康の確保に向けて、専門職員との連携を強化し、特別な支援が必要な子どもやその家族に対する様々な支援の充実に努めます。また、保護者の多様な働き方への対応や、子育てに対する不安感・負担感を軽減するため、多様な保育ニーズに応え、子どもたちの健やかな育ちを支えます。

基本目標2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる

安心して子どもを生み、育てられる環境の整備と合わせて、妊娠中から産後の切れ目のない支援に努めます。出産を機にライフスタイルが大きく変化することから、子どもだけでなく、その家族の心身の健康も支える取り組みを進めます。

基本目標3 子育てを見守り、支え合う地域社会をつくる

共働き世帯の増加など子どもや子育て家庭を巡る環境が大きく変化する中で、子育てを家庭だけで行うのではなく、地域の人々との交流や様々な経験を通して、他人への思いやりや郷土への愛情、生きる力の育成を目指します。



4 施策の体系

基本理念「子育ての喜びが人と人を結びつけ 子育て文化を創造するまち ありだ」の実現に向け、基本的な視点を踏まえつつ、3つの基本目標に沿って計画を体系的に推進します。

基本理念

基本目標

具体項目

子育ての喜びが人と人を結びつけ 子育て文化を創造するまち ありだ

基本目標 1

子どもが様々な力を育み、
健やかに育つ環境をつくる

乳幼児期の教育・保育環境の充実と 学齢期までの切れ目のない支援
多様な保育ニーズに対応した サービスの提供
児童生徒の健全育成の推進
障害のある子どもと家庭への支援

基本目標 2

誰もが安心して出産・子育て
ができる環境をつくる

生まれる前から乳幼児期までの 切れ目のない支援の充実
子どもの健やかな成長に向けた支援
子育てにかかる経済的負担の軽減
ひとり親家庭等への自立支援
子育て情報の提供の充実
健康な心身を育てる食育の推進

基本目標 3

子育てを見守り、支え合う
地域社会をつくる

子育ての喜びや悩みを分かち合える 環境づくり
地域の子育て支援の充実
児童虐待防止対策の充実
子どもたちが安心して生活できる 環境づくりの推進
子どもの生きる力の育成
ワーク・ライフ・バランスと 雇用環境の充実

第4章 施策の展開

基本目標1 子どもが様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

施策1 乳幼児期の教育・保育環境の充実と学齢期までの切れ目のない支援

施策の方向 子どもたちの豊かな育ちを支える教育・保育環境の充実と質を確保します。

人間形成の基礎をつくる重要な時期である乳幼児期には、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていくことが大切です。令和元(2019)年 10 月から多様な幼児教育・保育施設が無償化の対象となり、すべての施設が質の高い乳幼児期の教育・保育を実践することが求められています。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
1	保育所の整備・幼保一元化の検討	教育・保育のニーズを踏まえながら、適正規模における集団教育・保育の重要性や施設の老朽化、周辺の交通環境などを考慮し、全体的な保育所の再編及び幼保一元化を検討します。	福祉課
2	教育・保育を担う人材の育成	保育所においては、質の高い施設運営・保育ができるよう各種研修会への参加や保育研究を推進します。また、教育・保育に携わる人材に対して、合同での研修会や情報交換会を行うなどの取り組みを推進します。	福祉課
3	教育・保育提供体制の確保	子どもと保護者が置かれている環境に応じて、保護者の選択に基づき、多様な施設または事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が提供される体制を確保します。また、保護者の就労等の関係で市外での保育を希望する場合、調整を図り、保育を確保します。	福祉課
4	就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の促進	幼稚園、保育所等と小学校の交流や、就学に向けての情報交換を密にし、教育・保育内容にかかる職員間の共通理解を図り、円滑な接続に向けた取り組みを推進します。全小学校において幼小接続期の「スタートカリキュラム」を作成し、幼小よりスムーズな接続を図ります。	教育総務課 福祉課

施策2 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供

施策の方向 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供を充実させます。

少子化により子どもの数は年々減少しているものの、女性の社会進出など、保護者の多様な働き方への対応を図ることが重要となっています。また、核家族やひとり親家庭の増加など、子育て環境の孤立化による不安感や負担感を軽減することで、子どもの健やかな育ちを支え、養育する保護者を支援することも重要となっています。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
5	延長保育事業	多様化する就業形態や女性の社会進出に対応するため、保育所において保育時間を超える時間帯の保育を実施します。	福祉課
6	一時預かり事業 (幼稚園での預かり保育)	幼稚園で教育時間終了後や長期休業中に保育を実施し、働きながら幼稚園に通わせたいというニーズに対応します。	福祉課 教育総務課
7	一時預かり事業 (幼稚園以外)	【そとはま保育所】 幼稚園や保育所に入園していない乳幼児（生後6か月以上）を持つ保護者が冠婚葬祭や急な用事、病気などで一時的に子どもの保育ができなくなったときに、一時的に保育所で一時預かりを実施します。 【子育て世代活動支援センター Waku Waku】 子育て中の保護者が、少しの間子どもと離れてリフレッシュしたり、用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的に、乳幼児（生後6か月以上）の一時預かりを実施します。	福祉課
8	病児・病後児保育事業	病気または病気回復期で、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合の乳幼児（生後6か月以上）または小学校に就学している児童に対して保育を実施します。	福祉課
9	学童保育事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等において適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 市内すべての小学校内で実施し地域ふれあいルームとの一体的な取り組みも検討します。	福祉課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
10	ファミリー・サポート・センター事業	人と人のつながりを広げ、地域ぐるみの子育て支援をすることで、子育てと仕事を両立できる環境づくりを目的とした、会員制の有償による相互援助活動を行う組織運営を行います。 子育て支援を受けたい利用会員と、子育て援助を行いたいサポート会員の登録や連絡調整等を行い、相互援助活動の支援を行います。	福祉課
11	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	児童を養育している家庭の保護者が疾病、冠婚葬祭や社会的事由などにより、家庭における養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設において一時的に養育します。	福祉課

施策3 児童生徒の健全育成の推進

施策の方向 すべての子どもが健全に成長する環境を整えます。

思春期は一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きな影響を及ぼします。喫煙・飲酒、過剰なダイエットや肥満といった健康に関する悩みや、いじめ、不登校、引きこもり等、思春期における問題は多様化、深刻化しており、相談体制の充実が求められます。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
12	「スクールカウンセラー」の配置事業	各小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童、生徒、保護者、教員へ専門的知見に基づいた指導助言を行うことで、児童生徒が抱える困難の解決に取り組みます。	教育総務課
13	特別支援教育	勉強や学校生活に特別な支援が必要な児童生徒を対象に支援員を配置し、就学相談と教育環境の確保に努めます。また、巡回相談も実施します。	教育総務課
14	不登校対策	各小中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談活動を実施します。また、スクールソーシャルワーカーによる支援活動や、適応指導教室（ラポール）への通所事業や訪問支援員による家庭への訪問支援も実施します。	教育総務課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
15	地域ふれあいルーム	子どもの安心・安全な居場所づくりとして小学校区ごとに設置し、学校や家庭では経験できない体験学習や地域の大人との交流する機会を提供します。 引き続き、学童保育との連携も検討します。	生涯学習課
16	家庭教育支援講座	家庭教育・育児をテーマにした講座を開催し、家庭教育力向上を図るとともに、参加者同士の交流や情報交換により、親の子育て不安の軽減、親同士の繋がり促進を図ります。	生涯学習課
17	健康講座	子育てや健康、また事故予防についての講義や実習など、学習の機会や情報提供を行います。 学校教育と連携して食育や防煙、また思春期教育に取り組みます。	健康課

施策4 障害のある子どもと家庭への支援

施策の方向 障害のある子どもと家庭への支援を充実させます。

障害のある子どもたちは、育ちと暮らしに個別の課題を抱えています。子どもとしての育ちを支えるとともに、障害に応じた適切な支援が必要です。また、家族が障害を受け止めることは容易ではなく、子育ての不安や負担を感じることも多くあります。そうした感情に寄り添い、家族が子どもの成長に喜び、子育ての力を高められるような支援が必要です。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
18	切れ目のない支援の充実	障害のある子どもと家族がライフステージに応じた支援を受けられる環境づくりに努め、切れ目のない一貫した支援の充実を図ります。	福祉課
19	児童発達支援事業	障害のある子どもに対し、日常生活における適切な習慣を確立させるための基本的な動作の指導、社会生活への適応性を高めるような知能技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	福祉課
20	放課後等デイサービス事業	学校通学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。	福祉課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
21	児童発達支援センター事業	地域の障害児支援の中核的な支援施設となり、児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援の事業に取り組みます。	福祉課
22	母子通所「あそびの親子教室」	クッキングや散歩等様々なプログラムを通じて子どもの発達を促し、悩みや不安を抱える保護者の相談に応じたり子どもと一緒に楽しむ時間を保障します。月4回保健センター等で開催し、臨床心理士や保育士、保健師が指導・相談に応じます。	健康課
23	親支援講座の実施	子育て中の親を対象にペアレントプログラム等親向け講座を実施します。グループワークを通じて他の保護者の意見に触れたり客観的に子どもの姿を捉える見方を学ぶ中で、子どもとのよりよい関係を構築し子育てへの自信を高めること・親の子育てに対するストレスの軽減を図ります。	福祉課
24	障害のある児童の保育所での受入	保育所において心身に障害のある児童の保育を積極的に行い、保育士を手厚く配置します。また、保育内容・技術の研修に努めながら、障害児保育の充実を図ります。	福祉課
25	障害のある児童の学童保育での受入	学童保育での障害のある児童を受け入れることができるよう、支援員等への研修を充実させるとともに、支援員等の人材確保に努めます。	福祉課
26	保育所等訪問支援事業	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問支援し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。	福祉課
27	巡回支援専門員整備事業	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。	福祉課
28	特別支援教育就学奨励事業	小・中学校の特別支援学級に就学する児童等の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費を補助します。学用品費、医療費、学校給食費、修学旅行費等を補助基準額に応じて助成します。	教育総務課
29	特別児童扶養手当	障害のある児童を家庭において監護または養育している人に支給します。	福祉課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
30	医療的ケア児への支援の充実	医療的ケアを必要とする子どもの保育所、小中学校等での受入について、関係機関等と連携しながら、看護師を配置するなど、医療的ケアを実施できる体制を充実させ、受入のための積極的な取り組みを行います。	健康課 福祉課 教育総務課

基本目標2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる

施策1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

施策の方向 安心して出産・育児ができる支援を充実させます。

妊娠・出産期は、精神的な不安や負担を抱えやすく、子育てについても不安が多い時期です。特に、親族からの支援が得られない、身近に相談相手がいない等の理由により、地域から孤立してしまう妊産婦については、健診や訪問事業等を通して支援につなげていく仕組みが必要です。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
31	出産できる環境の整備	市内で安全で安心な出産ができる環境を整備するため、診療所・助産所の誘致を行います。	健康課
32	妊婦健康診査	妊娠中の異常を早期発見し、早期に対応する事で妊婦や赤ちゃんの健康が維持できるよう妊娠届出時に公費による 24 枚の助成券を発行します。	健康課
33	パパ・ママ教室	健康で安心した妊娠・出産・育児が行えるよう、子育ての講話や妊婦体験・沐浴体験を行います。	健康課
34	乳幼児家庭全戸訪問事業	生後2か月頃の赤ちゃんのいる家庭を、保健師・母子保健推進員等が全戸訪問します。	健康課
35	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、保育士、母子保健推進員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言及び育児支援等を行います。	健康課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
36	妊娠・出産包括支援事業	妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うため、支援が必要な妊産婦に対し母子保健コーディネーターによる訪問支援等を実施します。また、子育てに関する悩みのサポートや子どもの発達について理解を深めるための教室、さらに産後の育児不安を解消するため医療機関による育児相談や日帰りや宿泊による母児のケアと育児指導を行います。	健康課
37	助産の実施	市内在住の妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合、その妊産婦から申込みがあったときに、その妊産婦に対し助産施設において助産を行います。	福祉課
38	不妊治療費助成事業	不妊治療（一般・特定不妊治療）について、経済的負担を軽減するため、費用の一部を助成します。	健康課

施策2 子どもの健やかな成長に向けた支援

施策の方向

子どもの健やかな発育のための健康診査や各種相談事業を充実させます。

子どもが健やかに生まれ成長していくためには、子どもの健康のみならず親が健康であることが何よりも大切です。これから経験する妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実が重要です。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
39	乳幼児健康診査	4か月児・10 か月児・1歳8か月児・3歳6か月児を対象に保健センターで乳幼児健康診査を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。	健康課
40	2歳児教室	保育士による親子遊びを通じて子どもとのかかわり方や育児指導、また健康や育児についての相談に応じます。	健康課
41	離乳食教室	離乳食の試食や指導、健康や育児の相談に応じます。	健康課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
42	予防接種の実施	感染症を予防するため各種予防接種を実施します。	健康課
43	健康講座【再掲】	子育てや健康、また事故予防についての講義や実習など、学習の機会や情報提供を行います。 学校教育と連携して食育や防煙、また思春期教育に取り組みます。	健康課
44	育児教室	市内8地区の公民館において健康や育児についての教室を開きます。	福祉課
45	健康相談	保健師・理学療法士・助産師が母子の健康や育児の相談に応じます。 また、栄養士による栄養相談を行い、食育を推進します。	健康課
46	発達相談	心理発達面で心配や悩みのある子どもと保護者に臨床心理士による心理発達面での相談を行います。 市立病院小児科外来で、専門医による相談を行います。	健康課 福祉課 市立病院
47	障害児相談支援	障害福祉サービスを利用する障害のある児童に対し、自立した生活を支え、それぞれが抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。	福祉課
48	家庭児童相談事業	家庭における子育ての不安や悩みに関する相談に応じます。 相談内容に応じて、要保護児童対策地域協議会や保健センター、学校、保育施設、児童相談所等と連携を図ります。	福祉課
49	小児医療の充実	市内の医療機関と連携し、小児医療体制の充実を目指します。市立病院小児科外来において、小児一般外来の他、発達外来、遺伝外来、アレルギー外来など小児の専門的な診療・治療を実施します。	健康課 市立病院

施策3 子育てにかかる経済的負担の軽減

施策の方向 子育てにかかる経済的支援の充実を図ります。

子どもが生まれてから成人に達するまでには養育費や教育費等、子ども一人あたりにかかる費用が大きく、子育て家庭にとって、不安や負担となっています。経済的な負担が子育てに影響を及ぼすことがないよう、生活の安定や次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的に、子育て家庭に対する経済的負担の軽減が求められています。

さらに、経済的な理由により子どもの将来が閉ざされることがないよう、既存施策とともに多面的に子どもの貧困対策を進めていく必要があります。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
50	新生児聴覚検査費助成事業	新生児聴覚検査の初回検査及び確認検査に対し、それぞれ5,000円を上限に助成します。対象者は市民税非課税世帯の新生児の保護者です。	健康課
51	幼児教育・保育の無償化	国が定める幼児教育・保育の無償化により子育て世帯の経済的負担を軽減します。 【無償化の主なもの】 <u>3歳～5歳</u> 幼稚園・保育所・認定こども園・通所支援事業所等の利用料の無償化（一部限度額有） 幼稚園の一時預かりや認可外保育施設等の利用料の無償化（限度額有・保育認定要） <u>0歳～2歳</u> 住民税非課税世帯の子どもの保育所・認定こども園・認可外保育施設等の利用料の無償化（一部限度額有・保育認定要） <u>副食費</u> 低所得世帯や第3子以降の子どもを対象に副食費の免除・補助	福祉課 教育総務課
52	紀州っ子いっぱいサポート事業	多子世帯に対し、乳幼児に関する各種利用料等を助成し、少子化社会の中で積極的に子どもを産み育てようとする世帯の経済的負担を軽減します。	福祉課 教育総務課
53	児童手当	児童手当制度の一層の普及・啓発に努めるとともに、児童手当を支給します。	福祉課
54	国民健康保険の出産育児一時金	国民健康保険に加入している人が出産したとき、出産育児一時金 40万4千円（産科医療補償制度の対象分娩の場合は1万6千円加算）を支給します。	健康課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
55	乳幼児医療費の助成	乳幼児の保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成します。	福祉課
56	子ども医療費の助成	小・中学生の保険診療に係る医療費の自己負担分を助成します。	福祉課
57	要保護及び準要保護児童生徒就学援助	経済的理由によって就学困難な児童及び生徒に学用品費、医療費、学校給食費、修学旅行費等を補助基準額に応じて助成します。	教育総務課
58	生活困窮家庭の自立支援	ひとり親家庭や生活困窮者に対する自立にむけた取り組みを推進します。	福祉課

施策４ ひとり親家庭等への自立支援

施策の方向 ひとり親家庭等への支援を充実させます。

ひとり親家庭の子どもは、親との離別や死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれていることが多く、保護者は就労や家事等で子どもと過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくくなる面も考えられます。

家庭環境の影響を受けやすい状況にあることから、早期に家庭の悩みを引き出せる相談支援が求められています。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
59	母子生活支援施設における保護	配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護します。 DVによる母子の緊急一時避難も施設において保護します。	福祉課
60	児童扶養手当	児童扶養手当法に基づき、父母の離婚等により、母子または父子家庭となり、18 歳に到達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある児童を養育している方に児童扶養手当を支給します。	福祉課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
61	母子自立支援事業	母子家庭の母が経済的に自立できるように、就職時に有利になるような資格を取得するための支援をします。 * 教育訓練給付金：介護ヘルパーやパソコン技術の資格取得の授業料の一部を負担します。 * 高等技能訓練促進費：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格取得時に生活の負担を軽減するために支給されます。	福祉課
62	ひとり親家庭医療費の助成	父母の離婚等により、母子または父子家庭となり、18 歳に到達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある児童を養育している方とその児童に対して、保険診療に係る医療費の自己負担分を助成します。所得による制限があります。	福祉課
63	母子寡婦福祉連合会	母子・寡婦家庭の福祉向上を目的に設立された連合会の活動、運営に対し、市が補助金を支給します。事務局は、市社会福祉協議会内に設置されています。	福祉課
64	母子寡婦福祉資金	事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、就学支度資金、修学資金、修業資金、結婚資金、生活資金などの事業があり、受付を福祉課で行います。	福祉課

施策5 子育て情報の提供の充実

施策の方向 子育てに関する広報を充実させます。

子育て情報の提供について、子育て家庭が必要な時期に、必要な情報が得られるよう、わかりやすい情報提供が求められています。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
65	利用者支援事業 【母子保健型】	保健センター内に開設している「子育て世代包括支援センター」において、妊娠から出産、子育て期にわたり妊産婦や乳幼児等に対して切れ目ない支援を行い、妊産婦等に必要な情報を提供します。	健康課
66	利用者支援事業 【基本型】	子育てに関する総合窓口として、子育て世代活動支援センター Waku Waku において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報の集約、提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な助言や、関係機関との連絡調整を行います。	福祉課
67	子育て支援アプリを活用した情報の配信	令和元(2019)年より導入された母子手帳アプリを活用し、よりタイムリーな情報発信に努めます。	健康課
68	子育て情報誌「みらい」の発行・配布	子育てに関する様々な情報を掲載した情報誌「みらい」を年に3回発行し、乳幼児のいる世帯すべてに配布します。	福祉課

施策6 健康な心身を育てる食育の推進

施策の方向 食育や栄養相談の充実を図ります。

食育については、乳幼児健診等多様な機会に啓発を行い、心身の成長における食の大切さを学ぶ機会を創出することが大切です。

幼少期の食生活は、子どもの成長・発育に大きく影響することから、食育に対して、高い意識を持つことができる仕組みづくりが重要です。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
69	食育の推進	栄養相談や各種教室を充実させ、発育・発達過程に応じた食生活の知識や食文化の伝承を促進し、食を通じて子どもの心と体の健やかな成長を支援します。	健康課



基本目標3 子育てを見守り、支え合う地域社会をつくる

施策1 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

施策の方向 子育ての仲間や子どもの友だちづくりの機会を提供します。

子育て家庭の孤立を防ぎ気軽に親子が集える場や機会は、特に幼稚園や保育所を利用していない乳幼児のみの子育て家庭にとって、同年齢の子どもを持つ家庭との交流の場となるため、今後も利用者数の増加に向けて、さらなる周知と活動の充実が必要です。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
70	利用者支援事業 【母子保健型】 【再掲】	保健センター内に開設している「子育て世代包括支援センター」において、妊娠から出産、子育て期にわたり妊産婦や乳幼児等に対して切れ目ない支援を行い、妊産婦等に必要な情報を提供します。	健康課
71	利用者支援事業 【基本型】 【再掲】	子育てに関する総合窓口として、子育て世代活動支援センター Waku Waku において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報の集約、提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な助言や、関係機関との連絡調整を行います。	福祉課
72	地域子育て支援拠点事業	子育て世代活動支援センター Waku Waku において、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する交流等、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図り、地域の子育て力の向上を図ります。	福祉課
73	育児教室【再掲】	市内8地区の公民館において健康や育児についての教室を開きます。	福祉課
74	母子通所「あそびの親子教室」【再掲】	クッキングや散歩等様々なプログラムを通じて子どもの発達を促し、悩みや不安を抱える保護者の相談に応じたり子どもと一緒に楽しむ時間を保障します。月4回保健センター等で開催し、臨床心理士や保育士、保健師が指導・相談に応じます。	健康課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
75	保育所ふれあい保育	幼稚園や保育所に入園していない乳幼児を持つ子育て中の親子が保育所で楽しく過ごすことで、子育て不安の解消や情報交換ができる場所を提供します。すべての保育所で実施します。	福祉課
76	つどいの広場	地域子育て支援拠点事業の連携型として、乳幼児とその保護者を対象に、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、子育てに対する不安の解消や情報交換ができる場所を提供します。つどいの広場は児童館で実施します。	福祉課
77	児童館	児童に健全なあそび場を提供し、情操を豊かにすることや、世代間の交流の場や放課後児童や生徒の居場所を提供することを目的に港町児童館と砂浜児童館で児童館事業を実施します。	福祉課
78	子育てサークル支援事業	各地区公民館において実施している子育てサークルに保育士等が参加し、遊びや子育てについて助言します。	福祉課
79	地域ふれあいルーム【再掲】	子どもの安心・安全な居場所づくりとして小学校区ごとに設置し、学校や家庭では経験できない体験学習や地域の大人との交流する機会を提供します。 引き続き、学童保育との連携も検討します。	生涯学習課
80	地域活動連絡協議会	各地区の母親クラブが中心となって、子供クラブをつくっています。また、クラブには母親だけでなく誰でも参加できます。 地区の子供クラブ単位で各種事業を行い、子どもたちの健全育成に努めます。	生涯学習課
81	青少年育成市民会議	青少年の健全な育成を図ることを目的とし、関係団体とともに、健全育成のための啓発活動、パトロール活動及びレクリエーション活動を行います。	生涯学習課
82	親子体験学習	親子で体験できる施設を訪問し、様々な体験学習を行うことで、子どもの創造性を育みます。	生涯学習課
83	春の遠足	小・中学生を対象に春休みに親子で参加する機会を提供します。	生涯学習課
84	凧作り教室 凧揚げ大会	自分だけのオリジナルなダイヤ凧を作ります。 新春の伝統的な遊びを親子で協力して楽しめます。	生涯学習課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
85	スポーツ教室	市民に様々なスポーツを体験できる機会を提供することにより市民の健康増進、体力向上及びスポーツの振興を図ることを目的に各種スポーツ教室を実施します。	生涯学習課

施策2 地域の子育て支援の充実

施策の方向 地域での子育て支援を充実します。

地域における多様な世代の人や子ども同士の交流、様々な体験活動の機会を提供することは、地域社会全体で子どもの豊かな育ちにもつながります。地域や社会全体で親子の学びや育ちを支えるためには、地域の人材と連携し、子どもや子育て世帯、地域住民の参加促進に向けた啓発も必要です。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
86	民生児童委員協議会	民生児童委員が地区の児童やひとり親家庭の相談に応じ、児童の育成や家庭支援などを行います。 主任児童委員は、学校と連携や、児童虐待ネットワークの一員として虐待防止やケース検討会に参加し、要保護児童や児童の養育困難家庭などの支援を行います。	福祉課
87	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の活用	保護者や地域の住民が積極的に学校運営に参画することにより、必要な対応を的確に学校運営に反映させることができるよう、より良い教育環境の実現に取り組みます。	教育総務課
88	学校の体育施設の開放	学校教育施設である体育館等の体育施設を開放して、地域の指導者による子どもを対象にしたスポーツ教室を行います。	生涯学習課
89	地域活動連絡協議会【再掲】	各地区の母親クラブが中心となって、子供クラブをつくっています。また、クラブには母親だけでなく誰でも参加できます。 地区の子供クラブ単位で各種事業を行い、子どもたちの健全育成に努めます。	生涯学習課
90	青少年育成事業	青少年健全育成事業の更なる強化を図るため、各地区育成会に補助金を出し、地域に応じた特色ある活動を支援します。	生涯学習課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
91	地域ふれあいルーム【再掲】	子どもの安心・安全な居場所づくりとして小学校区ごとに設置し、学校や家庭では経験できない体験学習や地域の大人との交流する機会を提供します。 引き続き、学童保育との連携も検討します。	生涯学習課
92	子どもの居場所づくり推進事業	夏休み期間中に、小学校の特別教室等を利用し、『『国語』っておもしろかったんだ教室』を開催します。	生涯学習課
93	家庭訪問支援事業	就学前の児童のいる家庭を訪問し、子育てに対する不安や相談あるいは虐待等の問題を抱えた家庭を把握し、必要な支援や助言及び関連機関に結びつけます。家庭訪問支援員の訪問時には市で発行する子育て情報誌「みらい」を配布し、子育てに関する様々な情報を発信します。	福祉課

施策3 児童虐待防止対策の充実

施策の方向

児童虐待防止対策に向けた取り組みを充実させます。

近年、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化しています。児童虐待等により社会的養育を必要とする子どもを支援していくためには、虐待等の相談体制の強化や関係機関との密な連携を行い、地域社会全体で虐待の防止に向けた取り組み、継続的な支援体制の強化を図る必要があります。また、令和2年度から施行される「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」には「しつけのための体罰禁止」が盛り込まれました。今後は「しつけのための体罰禁止」についての周知を図るとともに、しつけや養育の仕方についての相談対応や研修へ取り組みの必要があります。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
94	家庭児童相談事業【再掲】	家庭における子育ての不安や悩みに関する相談に応じます。 相談内容に応じて、要保護児童対策地域協議会や保健センター、学校、保育施設、児童相談所等と連携を図ります。	福祉課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
95	要保護児童対策地域協議会	地域の関係機関の緊密な連携と相互の協力によって、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実に努め、要保護児童等に対する支援内容の協議を行うことで、適切な保護を図ります。	福祉課
96	養育支援訪問事業【再掲】	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、保育士、母子保健推進員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言及び育児支援等を行います。	健康課
97	DV 相談事業	配偶者から暴力を受けた被害者（DV被害者）からの相談を受け付けるとともに、関連機関との連携による支援を実施します。	福祉課
98	子ども家庭総合支援拠点の設置	すべての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性を持った機関としての、子ども家庭総合支援拠点の設置を検討します。	福祉課
99	児童虐待に関する啓発の推進	児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に取り組み、適切な支援が図れるよう、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど、虐待防止にかかる啓発活動を実施します。	福祉課

施策4 子どもたちが安心して生活できる環境づくりの推進

施策の方向 地域の見守りによる子どもたちの安全を確保します。

登下校中の子どもを狙った犯罪や子どもを巻き込んだ交通事故の発生が全国的にも問題となっています。子どもたちの安全を守るためには、地域における子どもの安全に対する関心を高め、家庭・地域・市の協働による多方面からの見守りが重要です。

また、子どもたちが安心して公共施設を利用できるよう、適切な管理、更新が重要です。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
100	公園等の設置及び管理	既存の公園については、必要に応じた管理を行います。 令和元(2019)年度から、都市計画決定された運動施設を備えた新都市公園を、初島町浜ソト浜地区の元東燃社宅跡地に、令和5(2023)年度完成に向けて整備します。	建設課 生涯学習課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
101	青色防犯パトロールの実施	登下校時などに犯罪者に機会を与えないよう青色防犯パトロールを実施します。	防災安全課 青少年センター
102	防災研修の開催	市民の防災意識向上のため、また常に防災意識を堅持してもらうため、随時講演会、出前講座を開催します。	防災安全課
103	公立学校施設・保育所の整備	保育所の老朽化に対し、適宜施設や設備の更新を図り、保育環境の充実に努めます。また、適切な保育規模等の視点から、施設再編を検討するなど、保育のあり方についての検討を進めます 市内4中学校の統合に向けての課題や準備を整理しつつ、統合後の学校運営についての研究や、本来の役割を終えた施設の効果的な活用方法について研究します。	福祉課 教育総務課 経営企画課
104	通学路の安全点検	有田市通学路交通安全プログラム（平成27（2015）年3月策定）に基づき、有田市通学路安全推進会議を設置し、3年に1回、すべての小中学校の通学路の合同点検を行います。点検の結果、対策が必要と判断された場合は、各校における安全指導を行い、加えて警察や道路管理者等に対して改善要望をします。必要に応じて通学路点検を実施しており、平成30（2018）年度においては、防犯の観点による通学路点検も実施しました。県内一斉の「通学路セーフティネットの日」（年6回）には全小学校が参加し、教員や保護者等が登校時に所定の場所に立ち、通学指導を行います。	教育総務課 建設課 青少年センター
105	未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検	令和元年（2019）年度に保育所、認可外保育所、通所支援事業所等、未就学児のお散歩コースの安全点検として、国・県・警察・市・施設管理者で合同点検を実施しました。危険箇所については、散歩コースの変更や、ガードレールの敷設などを進めます。	福祉課 建設課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
106	きしゅう君の家シールラリー	小学校区内の『きしゅう君の家』を児童がグループに分かれ訪問し、台紙にシールを集めながら、きしゅう君の家の確認をします。実施に当たり、きしゅう君の家の登録確認を行います。 【きしゅう君の家】 緊急のときに子どもが助けを求めることができる場所として、地域の店や一般家庭が犯罪に巻き込まれそうな子どもを保護し、110 番通報する仕組みです。きしゅう君の家にはステッカーが貼られています。	生涯学習課 青少年センター

施策5 子どもの生きる力の育成

施策の方向 子どもたちの学力・体力向上・豊かな人間性の育成を推進します。

すべての子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、様々なことに興味・関心をもち、自ら意欲的に取り組む姿勢の育成に向けて、学校の教育環境及び保育環境等の整備や体験機会の提供を図ることが重要です。

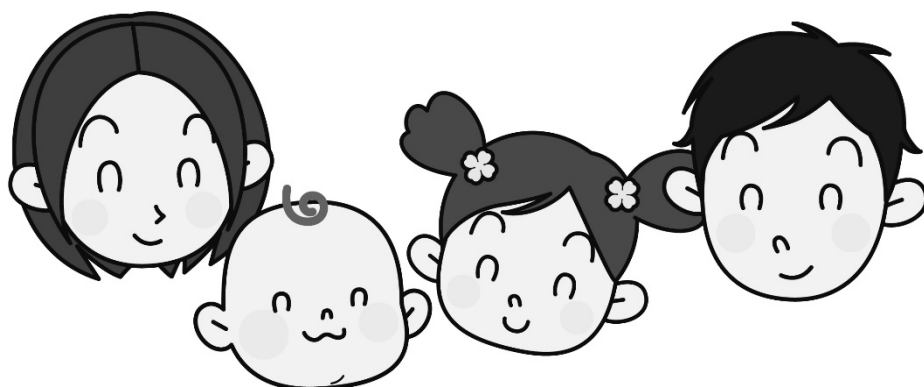
事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
107	学力向上対策	有田市学力調査の実施、読書活動の推進、補充学習の支援等を行うことで、学力向上を図ります。	教育総務課
108	道徳教育の推進	学校の教育活動全体で道徳教育を推進します。	教育総務課
109	ジュニアリーダー研修会	青少年健全育成に関連する野外活動やレクリエーション活動等で、子どもたちのよきお兄さん、お姉さんとなるジュニアリーダーを育成します。	生涯学習課
110	スポーツ教室【再掲】	市民に様々なスポーツを体験できる機会を提供することにより市民の健康増進、体力向上及びスポーツの振興を図ることを目的に各種スポーツ教室を実施します。	生涯学習課
111	オレンジマラソン大会・市内駅伝大会	市民の体力向上を図ります。また小中学生には忍耐力、持久力の向上も図ります。	生涯学習課

施策6 ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実

施策の方向 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを充実します。

保護者が男女問わず主体的に子育てに向き合い関わっていくためには、長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり等、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。しかし、ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実は、行政の取り組みのみで実現することは難しく、国や県、企業等と一体となって取り組んでいく必要があります。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
112	子育てしやすい就労環境の整備に向けた企業の取り組みに対する働きかけ	仕事と生活の調和の実現をめざし、子育てしやすい就労環境の整備に向け、企業の取り組みが推進されるように、関連する情報の提供に努めます。チラシやポスター等を設置し、育児休業や子どもの看護休暇等各種制度の導入のための啓発活動を行います。	福祉課 産業振興課
113	男女共同参画プランの推進	平成 30(2018)年3月に策定した第3次男女共同参画プランに掲げる基本理念や基本目標に沿って本事業計画を進めます。	市民課



第5章 量の見込みと提供体制

1 教育・保育の提供区域

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を1区域（市全域）に設定します。

2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

本市に居住する子どもに対し、「現在の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用状況」に「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

【保育の必要性の認定区分】

3－5歳 幼児期の学校教育（19条第1項第1号に該当：教育標準時間認定）

3－5歳 保育の必要性あり（19条第1項第2号に該当：満3歳以上・保育認定）

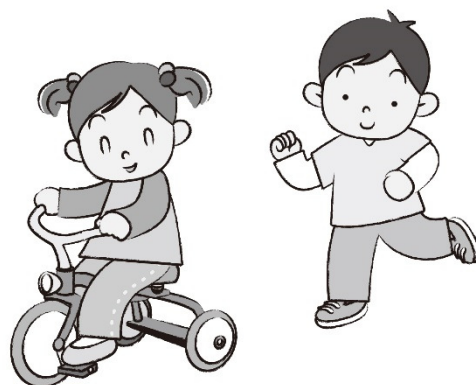
0－2歳 保育の必要性あり（19条第1項第3号に該当：満3歳未満・保育認定）

●量の見込みと確保方策

（児童数：人）

		令和2(2020)年度				令和3(2021)年度				令和4(2022)年度			
		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み		137	380	33	157	130	360	33	157	120	330	30	151
確保 方策	特定教育 保育施設	25	400	35	160	25	380	35	160	25	350	30	160
	確認を受け ない幼稚園※	130	－	－	－	130	－	－	－	130	－	－	－
	地域型 保育施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	合計	155	400	35	160	155	380	35	160	155	350	30	160

（※）確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付を受けない幼稚園です。



		令和5(2023)年度				令和6(2024)年度			
		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み		120	320	29	144	120	320	27	138
確保 方策	特定教育 保育施設	25	350	30	150	25	350	30	150
	確認を受け ない幼稚園	130	-	-	-	130	-	-	-
	地域型 保育施設	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	155	350	30	150	155	350	30	150

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

① 延長保育事業(時間延長保育事業)

利用実績を元にニーズ量を見込んでいます。これまでの提供体制を維持することで、利用を希望する方が利用できるよう、提供体制の維持・整備に努めます。

●延長保育事業（時間延長保育事業）の量の見込みと確保方策

(利用者数：人/月)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み	290	273	262	253	247
②確保方策	290	273	262	253	247
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

② 放課後児童健全育成事業(学童保育)

利用実績を元にニーズ量を見込んでいます。これまでの提供体制を維持することで、利用を希望する方が利用できるよう、提供体制の維持・整備に努めます。

●放課後児童健全育成事業（学童保育）【低学年】の量の見込みと確保方策

(登録児童数：人)

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の 見込み	1年生	96	100	100	78	74
	2年生	80	80	80	65	60
	3年生	65	58	57	59	51
②確保 方策	1年生	96	100	100	78	74
	2年生	80	80	80	65	60
	3年生	65	58	57	59	51
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

●放課後児童健全育成事業（学童保育）【高学年】の量の見込みと確保方策（登録児童数：人）

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み	4年生	50	45	40	40	41
	5年生	21	24	21	19	19
	6年生	14	12	14	12	11
②確保方策	4年生	50	45	40	40	41
	5年生	21	24	21	19	19
	6年生	14	12	14	12	11
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

③ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

利用実績を元にニーズ量を見込んでいます。これまでの提供体制を維持することで、利用を希望する方が利用できるよう、提供体制の維持・整備に努めます。

●子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策（延利用日数：日/年）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み	13	12	11	11	11
②確保方策	13	12	11	11	11
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

④ 地域子育て支援拠点事業

利用実績を元にニーズ量を見込んでいます。これまでの提供体制を維持することで、利用を希望する方が利用できるよう、提供体制の維持・整備に努めます。

●地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策（延利用者数：人/年）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み	20,916	20,717	19,771	18,824	17,978
②確保方策	20,916	20,717	19,771	18,824	17,978
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑤ 一時預かり事業

利用実績を基準に今後の利用意向等を勘案してニーズ量を見込んでいます。これまでの提供体制を維持することで、利用を希望する方が利用できるよう、提供体制の維持・整備に努めます。

●一時預かり事業（幼稚園一時預かり）の量の見込みと確保方策（延利用者数：人/年）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み	5,500	5,500	5,300	5,300	5,300
②確保方策	5,500	5,500	5,300	5,300	5,300
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

利用実績を基準に今後の利用意向等を勘案してニーズ量を見込んでいます。これまでの提供体制を維持することで、利用を希望する方が利用できるよう、利用定員を確保方策として位置付け、提供体制の維持・整備に努めます。

●一時預かり事業（幼稚園一時預かり以外）の量の見込みと確保方策（延利用者数：人/年）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み	220	220	220	220	220
②確保方策	816	816	816	816	816
過不足(②-①)	596	596	596	596	596

⑥ 病児・病後児保育事業

アンケート調査からの利用意向や利用実績を元にニーズ量を見込んでいます。これまでの提供体制を維持することで、利用を希望する方が利用できるよう、利用定員を確保方策として位置付け、提供体制の維持・整備に努めます。

●病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策（延利用者数：人/年）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み	100	100	100	100	100
②確保方策	720	720	720	720	720
過不足(②-①)	620	620	620	620	620

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は令和元年度より新たに開始された事業であり、多様な保育ニーズへの支援方法です。事業の周知・啓発を通して利用会員や援助会員の確保に努め、利用を希望する方が利用できるよう、提供体制の維持・整備に努めます。

●ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策 (延利用者数：人/年)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み	30	50	100	150	200
②確保方策	30	50	100	150	200
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑧ 利用者支援事業

「子育て世代包括支援センター」の利用を希望する方が利用できるよう、提供体制の維持・整備に努めます。

●利用者支援事業の量の見込みと確保方策 (設置か所数：か所)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑨ 妊婦健診事業

安心して妊娠期を過ごし、希望を持って出産に望むことができるよう妊婦健康診査の受診勧奨を行うとともに、健康診査費用を助成します。

●妊婦健診事業の量の見込みと確保方策 (延受診回数：回/年)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み	3,016	2,972	2,907	2,842	2,777
②確保方策	3,016	2,972	2,907	2,842	2,777
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

乳児の全戸訪問が実現できるよう、「子育て世代包括支援センター」や妊娠届出時に事業を周知し、母子の様子、精神的な不安を軽減・解消できるよう事業を推進します。

●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の量の見込みと確保方策（訪問戸数：件）

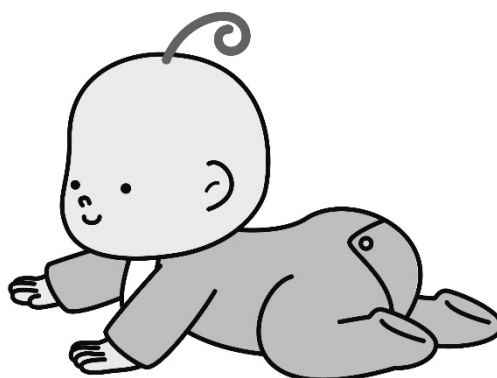
	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み	139	137	134	131	128
②確保方策	139	137	134	131	128
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑩ 養育支援訪問事業

こんにちは赤ちゃん事業等を通して、養育支援が特に必要と認められる家庭に対して、適切な支援が行えるよう、体制の整備を図り、事業を推進します。

●養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策（延訪問者数：件）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み	13	13	13	13	13
②確保方策	13	13	13	13	13
過不足(②-①)	0	0	0	0	0



第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制の充実

(1) 庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、市役所関係の組織でみると児童福祉、障害福祉の担当課、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、防災担当課、教育委員会、市立病院など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の密接な情報交換等連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や市民との協力

本計画の推進にあたっては、市役所だけでなく、児童相談所等の行政組織や、子育てに関する民間団体・市民ネットワーク及び各地域の住民の協力が不可欠です。

そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との連携強化を推進します。

(3) 国や県との連携強化

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握し、利用者にとって便利で利用しやすい子育て支援となるよう、国や県に対して、必要な要望を行なうとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の点検と評価

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「有田市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

1 有田市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、有田市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に規定する事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業を実施する団体の代表者

(3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 法第6条第2項に規定する保護者

(5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない時は、市長が招集する。

2 会長は、子ども・子育て会議の会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 子ども・子育て会議に、専門事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

2 有田市子ども・子育て会議委員名簿

任期 平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

所属等		氏名	備考欄
学識経験者	和歌山信愛大学 教育学部 子ども教育学科 教授	桑原 義登	
子ども・子育て 支援に関する 事業に従事 する者	民生児童委員協議会 主任児童委員代表	脇村 十月	任期 令和 2 年 1 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日
		富山 晴美	任期 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和元年 11 月 30 日
	有田市母子保健推進委員会 会長	上田 八恵	
	有田市子育てサポーター 代表	谷口 由里子	
	有田市学童保育運営 NPO法人和歌山野球振興 協会・夢クラブ 代表	木村 竹志	
	小学校代表 有田市立箕島小学校 校長	和田 啓次郎	
	私立幼稚園代表 学校法人ぶっとく幼稚園 園長	菅田 良仁	
	公立保育所代表 有田市立宮崎町保育所 所長	山本 貴代	
保護者代表	有田市PTA連合会 会長	伊藤 房次	
	公立保育所 保護者代表	嶋田 好高	
有識者	NPO法人 子育て・あそび サポートぱお 元事務局長	家本 幸	
	あおい訪問看護ステーション 訪問看護管理者	宮井 ゆみ	
	紀州有田商工会議所 副会頭	岡本 幹生	任期 令和 2 年 1 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日
		花野 雅司	任期 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和元年 10 月 31 日
行政機関の 職員	有田市教育委員会 教育次長	谷輪 吉伸	
	有田市 市民福祉部長	宮崎 三穂子	

第2期有田市子ども・子育て支援事業計画

発行 令和2年3月

発行・編集：有田市市民福祉部 福祉課

〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地

TEL:0737-83-1111 FAX:0737-83-6205
